

令和3年第1回定例会9月定例会議

中之条町議会会議録

令和3年 9月 1日 再開

令和3年 9月15日 散会

中之条町議会

令和3年第1回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和3年9月1日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和3年9月1日 午前9時30分						
	散会	令和3年9月1日 午前11時37分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		5番 篠原 一美	6番 富沢 重典			7番 関 常明		
職務のため出席した者の氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山田行徳
		議事書記		朝賀 浩		書記		関 侑介
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	町田 岳彦
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
			代表監査委員	山本 恒夫
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 3 年 9 月 1 日午前 9 時 3 0 分開議)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 審議期間の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 2 号 令和 3 年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 号 令和 3 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 4 号 令和 3 年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 号 令和 3 年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 号 令和 3 年度中之条町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 議案第 7 号 中之条町防災会議条例の一部改正について
- 第 5 議案第 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 6 議案第 9 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 7 議案第 10 号 教育委員会委員の任命について
- 第 8 議案第 11 号 令和 2 年度中之条町公営企業に係る利益剰余金の処分について
認定第 1 号 令和 2 年度中之条町歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 令和 2 年度中之条町事業会計決算認定について
- 第 9 報告第 1 号 令和 2 年度中之条町健全化判断比率の報告について
報告第 2 号 令和 2 年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について
報告第 3 号 令和 2 年度一般会計継続費の精算報告について
報告第 4 号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について
報告第 5 号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について
- 第 10 選挙第 1 号 烏帽子山植林組合議会議員選挙について
- 第 11 請願第 2 号、陳情第 2 号

○

◎ 再 開

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和 3 年第 1 回中之条町議会定例会 9 月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可いたします。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきまして、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣についてはお手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が、また令和2年度事務事業評価実施結果が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

令和2年度完成分建設工事請負明細書をお手元に配付いたしました。

次に、8月23日には吾妻広域町村圏振興整備組合議会第2回定例会が開催され、提出された議案を原案のとおり可決しました。

さて、今期定例会には、補正予算や関連する条例、令和2年度決算認定のほか、財政健全化に関する法律に係る財政指標の報告など、重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いします。

この際、町長からご挨拶願います。町長

○町長（伊能正夫）改めまして、おはようございます。

本日は、令和3年9月定例会に議員のみなさんにご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は中之条町行政推進のために大変なご指導とご協力をいただいておりますことに対し、ましても厚くお礼を申し上げるところでございます。

新型コロナウイルスの感染症が依然として猛威を振るっております。群馬県においては8月の20日から緊急事態宣言が発出されております。一時は1日の感染者が300人を超える日もありましたけれども、現在では多少下火になっているところでございます。それとは反対に吾妻郡におきましては毎日感染者が発生しているという状況でございます。なかなか収まる気配がないわけでございますけれども、町ではワクチン接種を滞りなく実施をしているところでございます。そして、昨年より各種イベント、あるいは地域の祇園祭等季節の行事、大会等が中止となっておりまして、町民のみなさんには我慢を強いられながら、そしてコロナの感染予防に引き続きご協力をいただいております。感謝を申し上げるところでございます。今後も経済活動も併せて、さらに感染予防を

実施しながらいろいろな事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、今年も全国的に異常気象となっておりまして、各地で最高気温を更新したり、熱中症により体調を崩された方も多くいらっしゃったというニュースも聞いております。また、大雨による河川の氾濫、あるいは土砂災害、最近で言いますと熱海の土砂災害等大きな災害も発生しているわけございまして、町でも防災の対策、これについてはより一層充実して力を入れていきたいというふうに思っておりますので、議員のみなさんにもぜひご協力をいただければというふうに思っております。

そして、本日の会議でございますけれども、決算認定、そして条例の一部改正、人事案件、そして補正予算等幅広くご審議をいただくことになっております。慎重審議をいただきまして、ご議決をいただきますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和3年第1回中之条町議会定例会9月定例会議を再開します。

直ちに会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、篠原一美さん、6番、富沢重典さん、7番、関常明さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり本日から9月15日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、9月定例会議の審議期間は、本日から9月15日までの15日間と決定しました。

○

◎ 議案第 1 号 令和3年度中之条町一般会計補正予算（第4号）

◎ 議案第 2 号 令和3年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎ 議案第 3 号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）

- ◎ 議案第 4 号 令和 3 年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 5 号 令和 3 年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 6 号 令和 3 年度中之条町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（山本隆雄）日程第 3、議案第 1 号から第 6 号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第 1 号から議案第 6 号について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。

令和 3 年度も半期が過ぎようとしているところであります。新型コロナウイルス感染症の対策事業と並行して、本年度執行していかなければならない事業につきましては、着実に事業着手しているところでありますが、町民からの要望や補助事業としての採択、新規事業の発生等により早期に実施しなければならない事業が生じたため、今回補正をお願いするものであります。

補正額は、歳入歳出とも 5,973 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ 100 億 1,205 万 4,000 円にいたしたいというものでございます。

補正の財源といたしましては、分担金及び負担金 7 万 2,000 円、国庫支出金 116 万 7,000 円、県支出金 202 万 4,000 円、諸収入 1,575 万円、町債 110 万円をそれぞれ計上させていただき、不足する財源につきましては、繰越金を見込ませていただきました。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては人事異動等により職員手当等に不足が生じるところにつきましてのみ増額補正をさせていただいております。

それでは、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

2 款総務費では、役場庁舎管理事業において、現在町で実施しております町の包括支援センター業務を来年度より町社会福祉協議会へ業務委託したいことから、社会福祉協議会が使用しております事務室の改修に要する費用を見込ませていただきました。ふるさと納税事業ではコロナ禍において感謝券の使用期限を延長し、利用していただきたいことから、使用期限延長後の感謝券の印刷等に要する費用の増額をお願いしております。

3 款民生費では、福祉自動車利用料助成事業、地域生活支援事業及び老人福祉事業において利用者の増加に伴い補助金、委託料の増額を見込ませていただきました。

4 款衛生費では、予防事業において国庫補助金を財源とし、健診結果連携システムの改修に要する費用と六合温泉医療センターの給湯用ポンプの改修費を計上しております。

6 款農林水産業費では、中山間地域等直接支払事業の実績に伴う増額と農業農村整備事業における県への負担金を見込ませていただきました。

7 款商工費では、商工振興対策事業で街路灯整備補助金の増額と観光施設管理事業において施設修繕費を計上しております。

8 款土木費では、町道の補修等の要望に対応するための小規模な道路の修繕費用の増額を見込ませていただきました。

9 款消防費では、防火水槽設置工事において、工事の実施にあたり用地が岩盤であったため、その運搬や埋め戻し等に係る経費の増額をお願いしております。

10 款教育費では、小中学校や幼稚園の各施設において、消防施設点検における指導事項による修繕費等を見込ませていただいております。また、総合運動場運営管理事業では軽トラックの破損により修理不能であるため、新たに購入する費用を見込ませていただいております。

以上が今回お願いいたします補正の主な内容であります。いずれも今年度執行していかなければならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただきますようお願いをいたします。

続きまして、議案第 2 号 令和 3 年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 4,118 万 6,000 円を追加し、総額を 20 億 4,518 万 6,000 円としたいものでございます。

歳入では、補正財源として 8 款繰越金を充てさせていただきました。

歳出では、5 款諸支出金で、前年度の実績に伴いまして、介護給付費等に返還金が生じたので、国、県、社会保険診療報酬支払基金に対し、それぞれ返還金を計上させていただきました。

続きまして、議案第 3 号 令和 3 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 90 万 3,000 円追加し、総額 6,075 万 3,000 円としたいものでございます。

歳入では、補正財源として 3 款繰入金を増額させていただき、歳出では医師の転居等による職員手当の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 4 号 令和 3 年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、歳入歳出それぞれ 697 万円を増額し、予算の総額を 5 億 4,697 万円にしたいというものでございます。

歳入は繰越金を充てさせていただき、歳出では 2 か所の分譲地計画による新規の管渠埋設及び公共柵設置工事とポンプ場の設備修繕による需用費の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 5 号 令和 3 年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、歳入歳出それぞれ 217 万 6,000 円を増額し、予算の総額を 3 億 4,717 万 6,000 円にしたいというものでございます。

歳入は繰越金を充てさせていただき、歳出では職員の異動に伴う職員給与の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第6号 令和3年度中之条町上水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出における水道事業費用を22万9,000円増額し、予算の総額を2億3,867万3,000円にしたいというものでございます。

内容につきましては、資格取得に伴う講習会の実地研修が県内から県外に変更になり、宿泊費等の旅費及び使用料が発生するため、配水及び給水費を増額させていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

日程第3として、ただいま審議中の議案第1号から第6号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第 7号 中之条町防災会議条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第4、議案第7号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第7号 中之条町防災会議条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

中之条町防災会議条例は、防災会議の所掌事務や組織を定めることを目的として制定されており、町地域防災計画の作成やその実施の推進及び中之条町の地域に係る災害が発生した場合における情報収集等が主な所掌事務となっております。

今回中之条町防災会議の所掌事務の執行にあたり、防災会議の委員として自主防災組織を構成する方や女性をはじめとした学識関係者を追加で任命し、広く意見を聴取したいことから、一部改正を行いたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

日程第4としてただいま審議中の議案第7号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山本隆雄）日程第5、議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申

し上げます。

現在固定資産評価審査委員会委員として齋藤ハルヒコ氏にご活躍をいただいておりますが、令和3年9月20日をもって任期満了となります。

後任として、伊勢町の宮崎靖氏を固定資産評価審査委員として選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。町長

○町長（伊能正夫）すみません。提案理由の中で今活躍されている齋藤晴久さんを間違えて言ってしまいました。齋藤晴久さんでございます。失礼しました。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案を直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第9号 人権擁護委員の推薦について

○議長（山本隆雄）日程第6、議案第9号 人権擁護委員の推薦について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員さんにおかれましては、人権侵害に関する事件や問題が年々増加する中、人権擁護委員設置の目的であります国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、日々町民からの人権に関する相談をはじめ、人権尊重意識を育てる活動を実践していただいているところであります。

現在中之条町では7人の人権擁護委員さんにご活躍をいただいておりますが、そのうち山本今朝吉氏の任期が令和3年12月31日に満了となります。山本氏は、高い識見と人望を有する方であり、人権擁護委員として適任であり、引き続き氏を推薦したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。任期につきましては令和4年1月1日から3年間となります。ご審議をいただき、ご議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第9号 人権擁護委員の推薦について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第10号 教育委員会委員の任命について

○議長（山本隆雄）日程第7、議案第10号 教育委員会委員の任命について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第10号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたくお願いするものでございます。

本年9月30日に高橋久夫氏が任期満了となりますが、同法第5条第2項の規定によりまして、引き続き高橋久夫氏を教育委員に任命いたしたくお願いするものでございます。

高橋久夫氏は、教員として岩島中学校を皮切りに吾妻郡内で教鞭を執られ、昭和53年4月から3年間外務大臣の命を受けエジプト、カイロの日本人学校の経験もされております。帰国後は吾妻教育事務所において指導主事、主任指導主事と2度の教育行政経験を経て、平成14年から中之条中学校長、平成18年から中之条小学校長に就任され、平成20年3月をもって定年退職されております。平成29年教育委員に任命されて以来数多い教育課題の解決、教育委員会組織運営をより円滑に進めるにあたり、長年の豊富な教職経験及び教育行政経験を生かし、委員として責務を十分に果たされてきました。

したがって、再任するにふさわしい人物と考えております。なお、再任となります高橋委員の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の定めるところによりまして、4年となります。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第10号 教育委員会委員の任命について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第11号 令和2年度中之条町公営企業に係る利益剰余金の処分について

◎ 認定第1号 令和2年度中之条町歳入歳出決算認定について

◎ 認定第2号 令和2年度中之条町事業会計決算認定について

○議長(山本隆雄) 日程第8、議案第11号、認定第1号、第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、議案第11号 令和2年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について申し上げます。

中之条町上水道事業において、利益剰余金2億6,179万5,363円のうち2,500万円を減債積立金に、同じく2,500万円を建設改良積立金として処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定によりご議決をお願いするものでございます。

続きまして、認定第1号 令和2年度中之条町歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、四万へき地診療所事業特別会計、介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び発電事業特別会計、以上10会計の決算書が会計管理者により調整され送付を受けました。

去る7月21日、8月3日、4日及び19日の4日間にわたり監査委員による決算審査が行われたので、その意見を付して認定をお願いするものでございます。

一般会計の決算額ですが、歳入132億1,814万3,714円、歳出122億7,272万4,609円、差引残額は9億4,541万9,105円となりました。

なお、特別会計決算につきましては、補足説明資料でご確認をいただきたいと思います。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が世界中に猛威を振るい、日本においても新型コロナウイルス感染症の影響により急速な景気の悪化が進みました。政府は、4月に緊急事態宣言を発し、感染防止に向けた取組を進め、景気は極めて厳しい状況にありました。その後も感染症は第2波、第3波と繰り返し、その都度緊急事態宣言を発し、感染拡大防止に取り組んでまいりましたが、現

在も新型コロナウイルスとの闘いは続いている状況であります。

このような中、持続可能なまちづくりを目指しながら、新型コロナ感染症対策として町民の生活を守るため、国の施策以外にも中之条町独自の経済対策や感染予防対策など様々な施策に取り組んでまいりました。

その結果、令和2年度一般会計歳入歳出決算は、いずれも前年度を上回るものとなりました。各会計とも差引残額は翌年度への繰越金となりますが、一般会計では差引残額のうち1億8,107万2,000円を繰越明許費として繰り越しさせていただきました。

それでは、歳入からその概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、町税でございます。全体の収入金額は前年度を大きく下回りました。これは新型コロナウイルス感染症の影響により企業の所得の減少による法人町民税、宿泊客の大幅な減少により入湯税が減額となったことによるものでございます。加えて、徴収の猶予制度の特例により固定資産税が翌年へ持ち越されたことが大きな要因となっております。それに伴い徴収率が若干下回りましたが、コロナウイルス感染症の影響を考慮しますと、現年度分と滞納繰越分を合わせて全体で96.61%と高水準を維持しております。

国庫支出金では、特別定額給付金給付事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により、前年より20億円ほど多く歳入を確保いたしました。

しかし、寄附金ではふるさと思いやり基金の減等により前年度比57.4%、約4億3,000万円の大減となりました。

町債では、財政負担が少ない有利な過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債など、最小限の借入れを行いました。

続いて、歳出について申し上げます。最初に、総務費の総務部門では財産管理において、中之条町公共施設等総合管理計画の改定及び中之条町個別施設計画の策定を行い、役場庁舎の長寿命化を図り、災害時等の中心施設としてその機能を強化、維持するため耐震補強工事を含む大規模改修工事を行いました。また、六合支所においては木質バイオマスボイラーを導入し、燃料費削減や温室効果ガスの削減に努めてまいりました。

文化会館運営部門では各種施設の保守点検及び舞台機構改修工事を行い、施設の機能維持と安全性の確保を図りました。新型コロナウイルス感染症対応経済対策としては、スピード感を持って特別定額給付金を支給し、町民の生活を支援いたしました。30年度から引き続き実施してきました防災行政無線のデジタル化に伴う工事を完了し、有事の際に重要な役割を果たす防災無線の機能向上を図りました。

地域づくり部門では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、低迷する町内の商店の販売と消費活動の促進、また休校に伴う家計負担軽減を目的に地域商品券を交付いたしました。

民生費では、社会福祉部門において、民生委員、児童委員、保護司などと連携し、住民福祉の増

進に努め、障害者自立支援給付事業等により障害者の在宅や施設における支援に努めてまいりました。交通支援策としては、移動困難者福祉タクシー事業や高齢者等買物支援バスの運行を実施いたしました。六合地区では公共交通空白地有償運送事業を実施し、利便性の向上に努めました。

子育て支援部門においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として子育て世帯への臨時特別給付金を高校1年生以下の児童に対し子育て世帯を支援いたしました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止による令和2年4月から6月の学校休業に伴い1日開所を民間学童保育所及び六合学童保育所で実施し、保護者の支援と児童の安全を図りました。また、出産祝金や新入学生への入学祝金、入学準備応援金を支給し、子育ての充実と保護者の負担軽減を図りました。

衛生費では、衛生部門で中核病院の充実を図るため、郡内東部3か町村により原町赤十字病院の医師を確保する対策としての助成を行いました。

予防費では、各種法定接種を実施し、感染症予防に努めました。新型コロナウイルス感染症対策としては、感染予防のためマスクやアルコールの配付、新型コロナウイルス感染症受診費用補助金を交付し、町民の負担軽減を図りました。

母子衛生費では、不妊治療の助成や妊娠出産サポート事業を実施し、新たに育児を支援する環境整備のため、子育て世代包括支援センターを保健センター内に設置し、相談環境の強化を図りました。

また、町民の健康の保持、増進を図るため、各種がん検診等の受診を推進してまいりました。

農林水産業費の農業部門では、認定農業者確保対策で機械器具等の購入費の補助金や新規就農者への補助金、また定住者支援の補助金の交付を行い、農業の振興を図りました。

道の駅霊山「たけやま」では、老朽化により傷んだそば処けやきの茅葺き屋根の修繕を行いました。山の上庭園では新たな魅力づくりとしてエーデルワイス1万ポットを植栽し、入園者の増加のための整備を行いました。花のまちづくり推進施設である中之条ガーデンズではグランドオープンに向け、各施設の修繕、整備を進めました。

林業・有害鳥獣部門では、木の駅プロジェクトにおいて、木質チップの原料となる木材の集材を開始し、役場等のバイオマスボイラーに使用し、燃料費及び温室効果ガスの削減を行いました。

商工費の商工部門では、商工会や各商店会への助成や住宅リフォーム、店舗等リニューアル・チャレンジショップの補助を行い、町内業者の育成と経済の活性化に努めました。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としては、売上高の減少している町内業者に対して事業継続支援のための持続化給付金の支給を行いました。また、四万温泉協会、沢渡温泉組合、六合温泉郷組合、飲食店組合に感染症対策に役立てていただくべく緊急経済対策補助金を交付いたしました。

観光部門でも、新型コロナウイルス感染症緊急経済復興対策として観光協会事業費旅なかのじょう如月キャンペーンに対する緊急経済復興対策補助金を交付し、予定人員以上の利用があり、大き

な経済効果を上げることができました。

土木費では、土木部門において、地域住民の要望が多い身近な生活道路の補修や維持管理を行い、安全で安心して通行できる道路環境整備に努めました。橋梁につきましては長寿命化計画事業により修繕工事3橋、定期点検34橋を行いました。

住宅部門では、238戸の町営住宅の管理を行う中、オガワハウス2号棟外壁修繕工事を行いました。

消防費では、消防施設整備計画に基づき、明許分を含み消防ポンプ自動車3台の更新を行いました。

教育費の教育部門では、GIGAスクール構想によるオンライン化に対応するため、中之条地区の小中学校に校内無線LAN整備を行うとともに児童生徒全員へタブレット端末が整備され、ICT教育の推進に向けた教育環境を整えました。新型コロナウイルス感染症対策としては、学校、幼稚園、保育所等にマスクや消毒用アルコールなどを配付するとともに水道の蛇口をレバー式に交換するなど感染防止対策に努めてまいりました。また、臨時休業期間中に中之条小学校を開校し、希望者を受入れ、保護者を支援いたしました。

社会教育部門では、国史跡「東谷風穴蚕種貯蔵所跡」について、1号風穴の発掘調査を実施し、整備基本計画を策定いたしました。また、県の重要文化財の「神保家住宅」について、文化財建造物の保存活用計画の策定に着手いたしました。

社会体育部門では、総合運動場管理用道路改修工事や総合体育館屋根防水修繕工事を実施し、安全に利用できるよう整備を行いました。

以上、一般会計歳入歳出決算について提案理由の説明とさせていただきます。

なお、特別会計歳入歳出決算につきましては、初めに申し上げたとおり、補足説明資料をもって提案理由とさせていただきますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。ご審議の上、認定賜りますようによろしく願いいたします。

続きまして、令和2年度中之条町自動車教習所事業会計決算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度は、入所者数が前年より54名増加し、事業収益9,440万6,480円、事業費9,337万7,183円となり、102万9,297円の経常利益が生じました。

また、資本的収入及び支出では収入はありませんでした。

支出は、自立式検温器を購入し、20万円でした。

なお、不足する額は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

欠損金の処理につきましては、翌年度へ繰り越したいと考えております。

以上が決算の概要でございますが、経営環境は厳しい状況であります。地域住民の要望に応え

るため企業努力を重ね、公営企業としての責任を果たしてまいります。

なお、本決算につきましては、8月17日に開催された自動車教習所運営委員会のご審議をいただき、ご承認をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、令和2年度中之条町上水道事業決算につきまして申し上げます。

水道は、日常生活に欠くことのできない重要なライフラインであります。このため安全で安心な水を安定的に供給できるよう、施設の整備や改善を実施しながら管理運営を行ってまいりました。

加入件数は、前年度より21件増加して6,563件となりました。年間の給水量は前年度に比べて47立方メートル減少し、131万4,965立方メートルとなりました。

次に、建設関係でございます。横尾地内老朽管布設替え工事ほか4工事を実施いたしました。

また、経理関係では事業総体収支の収益が2億4,430万3,359円、費用が1億9,493万4,343円となり、本年度の純収益は4,936万9,016円となりました。

次に、施設の投資事業であります資本的収支につきましては、工事に係る負担金等の収入はありませんでしたので、支出額1億1,294万6,779円が不足額となりました。

この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金をもって補填いたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、平成20年度以降は企業債、一時借入金とも新規の借入れはなく、4,530万7,779円の償還ができましたので、期末未償還残高は2億9,734万6,008円となりました。

続きまして、令和2年度中之条町簡易水道事業決算につきまして申し上げます。

加入件数は、前年度より6件増加し1,691件となりました。年間の給水量は53万2,200立方メートルとなり、前年度に比べ5万8,333立方メートル減少しました。減少した主な要因としては、新型コロナウイルス感染拡大防止として実施した旅館等の休館や外出自粛による宿泊者数の減少を受け、使用水量が大きく減少したためと考えられます。

次に、建設関係であります。四万簡易排水管布設工事ほか2工事を実施いたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が1億1,000万8,185円、費用が1億1,644万7,513円となり、本年度の経常損失は643万9,328円となりました。

当年度分純損失の643万9,328円と前年度繰越欠損金528万4,862円については、その他未処分利益剰余金変動額を持って補填いたしました。

次に、施設の投資事業であります資本的収支につきましては、収入額が3,447万6,586円、支出額が1億353万1,173円となり、差引収入不足額が6,905万4,587円となりました。

この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金を持って補填をいたしました。

また、企業債一時借入金の概要といたしまして、過疎対策事業債150万円の新規借入れを行い、

4,120万5,173円を償還できましたので、期末未償還残高は2億844万2,911円となりました。

以上です。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

審議の途中ですが、ここで換気のため暫時休憩といたします。

（休憩 自午前10時24分 至午前10時40分）

○議長（山本隆雄）再開します。

本日は、山本恒夫代表監査委員に出席していただいております。

山本代表監査委員から一般会計並びに特別会計の決算監査、事業会計の決算監査を終えての講評等発言をお願いします。山本代表監査委員、自席にて願います。

○代表監査委員（山本恒夫）代表監査委員の山本恒夫です。

議長からご指名をいただきましたので、令和2年度中之条町一般会計及び特別会計の歳入歳出に対する決算審査の監査委員講評を申し上げます。

それでは、提出した意見書に沿って申し上げます。

審査の方法、結果につきましては、関係法令の規定に従って、正確な会計記録に基づいて作成されているか、予算の執行が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適正に運用されているか、決算の計数が正確であるか等について、決算書並びに関係諸帳簿等と照合するとともに、関係職員の説明と必要な書類の提出を求め、定期監査、例月出納検査及び財政援助団体監査等の結果を踏まえ、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について、常に公正不偏の態度をもって監査の基準に準拠して実施いたしました。

その結果、全般的に計数的な非違は認められず、予定された事業も令和3年度へ繰り越された事業を除いては円滑に遂行されており、各会計の決算は正確かつ適正に処理されていることを確認いたしました。

国では骨太の方針の下、歳出改革の継続と医療費等の圧縮を目指し、経済再生と財政健全化の相互の実現に向けた取組が進められています。また、骨太方針の副題として「日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン社会の実現、デジタル化の加速、活力ある地方創り、少子化対策～」が明記され、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤の構築を目標としています。

町を取り巻く環境は、厳しい財政状況や人口減少社会に代表される急速な社会情勢の変化の中、社会保障関係経費の増大など複雑かつ多様化する住民ニーズを的確に把握し、住民福祉の向上に向け行政に反映することが求められています。

このようなことから、事務事業の見直しをはじめとする行財政改革の推進とともに社会の変化に即応できる組織の構築と人材育成が求められているものと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きの見えない経済状況の中、急速に進展する人口減少社会への対応、子育て支援や高齢化対策、新型コロナウイルス感染症等への感染予防などと併

せ、老朽化した公有財産の管理も今後の自治体の大きな財政負担になるものと思います。よりよい中之条町の実現に向け、子育てや介護等の福祉の増進や教育の環境整備などと併せて人口減少社会を主な要因とする社会環境の変化にも対応できる計画的な事業の実施が最重要課題であると感じています。

本町では、こうした行財政課題に備え、地方債残額の積極的な圧縮と後年度以降に交付税措置される有利な地方債の活用に努めるとともに財政調整基金の積立てにも積極的に取り組んでおられ、財政の健全化に務めていることがうかがわれます。

また、チャツボミゴケに代表される地域資源の活用と併せ、ふるさと納税や中之条ガーデンズの整備の取組、健康づくり事業による医療費の圧縮等にも努めるとともに、ビエンナーレをはじめとする多くのイベントなどを導入し、町のイメージアップと交流人口の増加による地域の活性化に努めて成果を上げ、また地域防災計画の策定に積極的支援を行うなど、地域住民の安心安全に取り組む姿勢が確認できました。

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言などの影響により個人消費が落ち込み、景気は厳しい状況にあります。また、国の進める構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤の構築を目指していく上で、自治体の行政がさらに多様化し、厳しい状況になると予想されますが、豊富な地域資源を活用して、さらに地域活性化が図れることを期待するものであり、今後も県内町村をリードする自治体としての自負を持って行政に努められるよう希望するところであります。

それでは、一般会計の決算であります。歳入総額は132億1,814万3,714円で、前年度比では112.35%、14億5,347万3,167円の増加でありました。

主立った項目を申し上げますと、町税では21億4,771万円で、前年度比7,391万円の減少でありました。

要因としては、企業の所得変動による法人町民税が3,600万円の減少、地価下落に伴う課税標準額の減少により、固定資産税が3,382万円の減少が挙げられます。地方交付税は37億4,394万円で、前年度比1億5,165万円の増加でありました。合併後の算定替え措置が終了し、一本算定となりましたが、行政執行の工夫等による町づくりに期待するものであります。

国庫支出金では24億9,903万円で、前年度比20億7,348万円の増加でありました。要因として特別定額給付事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が大きな要因でありました。

寄附金は3億2,062万円で、前年度比4億3,148万円の減少でありました。減少要因はふるさと思いやり基金が2億3,742万円で、対前年4億5,574万円の減額となったものでありました。

町債は11億500万円で、前年度比7,360万円の減少でありました。これは、後年度以降に交付税措置される有利な地方債の活用に努める中、必要最小限の起債とし、後年の財政負担を考慮して取り

組んでいることが確認できました。

次に、歳出であります。歳出総額は122億7,272万4,609円で、前年度比110.54%、11億7,062万3,543円の増加となりました。

項目のうち総務費であります。総務費であります。38億6,630万円で、対前年比9億772万円の増加でありました。要因としては、役場庁舎耐震改修及びエレベーター設置工事、また新型コロナウイルス感染症対策特別定額給付金及び地域商品券の発行によるものが大きく挙げられます。

民生費であります。23億312万で、対前年比265万円の減少であります。移動困難者対策として取り組んでいるタクシー助成事業の充実、また老人福祉費で支出の伸びも大きく、依然高い水準を維持しており、老人福祉策に取り組む姿勢が感じられます。また、高齢者や児童、子育て世代が安心感を持って地域で生活できるよう多様な施策に取り組む様子が確認できました。

商工費であります。5億9,489万円で、対前年比1億2,864万円の増加でありました。増加要因としては、新型コロナウイルス感染症対策による緊急経済対策事業として、持続化給付金や町経済復興事業補助金等に係る費用が増加に挙げられます。

総じて歳入では前年度と比較すると国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより大きく増加し、減債基金繰入れ、ふるさと思いやり基金繰入金なども大きく増加しています。

一方、財政調整基金、ふるさと思いやり基金は大きく減少していますが、各事業に対する財源を的確に活用しております。

また、歳出においては、総務費において整備最終年となる防災無線デジタル化移行工事、施設有料化に向けた中之条ガーデンズ整備工事など住民生活に直結する社会インフラの整備や町のイメージアップと交流人口の増加に伴う地域経済の活性化につながる施策やイベント等の事業が展開され、効果を上げたものと思います。また、六合支所へ木質バイオマスボイラーを導入し、温室効果ガス排出量と経済的な行政経費の抑制、また防災拠点として基準値をクリアするため、庁舎の耐震補強工事等を行い、機能強化や長寿命化に向けた整備を行うとともに、地域防災計画の策定に支援し、近年多発する自然災害に対する防災意識の維持、高揚に勤めていることがうかがえます。また、子育て支援など福祉の増進と健康増進のための施策及びGIGAスクール構想により小中学生にタブレット端末を1人1台整備し、学校にWi-Fi整備を行い、教育環境等の整備にも積極的に取り組むなど幅広い分野で積極的な施策を展開しています。

一方で、各種基金の確保、起債の抑制にも努め、財政健全化の推進に関しても成果を上げられたものと感じています。

結果、令和2年度においては、翌年度繰越事業費5億4,639万円を除きますと、予算執行率は96.92%となっております。

各特別会計ではそれぞれの事業目的の達成に向けて事業を実施しており、各会計とも実質収支

等の実績からも健全な運営がなされているものと判断いたします。今後も引き続き健全な特別会計の事業運営を期待するものであります。

以上、総体的な意見を述べましたが、町長、議会をはじめ関係職員の皆様のご努力に感謝と敬意を表し、さらなる町の発展をご期待申し上げまして、講評といたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和2年度公営企業会計決算審査の監査委員講評を申し上げます。

提出した意見書に沿って申し上げます。

審査の方法、結果につきましては、一般会計決算審査と同様、関係法令の規定に従って、計数の正確性、予算の執行及び事務処理の適正性、効率性等について、関係諸帳簿等と照合するとともに、書類の提出を求め、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について関係職員から説明を受けました。監査に際しては、常に公正不偏の態度で、監査の基準に準拠して、定期監査や例月出納検査の実施に加えて決算審査を実施いたしました。

その結果、自動車教習所事業及び上水道事業、簡易水道事業ともに、決算書及び決算附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数的な非違は認められず正確であり、当該年度の経営成績及び財政状況を適正に表しているものと確認しました。

3事業ともに、近年における人口減少社会の高齢化、生活様式の変化等の影響を受けつつも、財務諸表においては透明度の高い内容で意欲的に健全な経営に取り組む姿勢がうかがえました。

まず、自動車教習所事業では、少子化や人口減少などの影響により新規免許取得者が減少し、厳しい経営環境が続く現状にあります。その中で、入所者の増加を促す営業活動、入所者の送迎及びデマンドバス運行などを取り入れて、経営努力を重ねています。

その結果、令和2年度では入所者は322人と昨年比で54人増加、これはコロナ禍で地元での免許取得者の増の影響もあり、普通車、大型特殊免許取得のため入所者が増加したことが大きな要因であります。営業収益は、830万円増加しましたが、依然として収益面での厳しい状況は続いております。

それでは、決算の概要であります。営業収益は7,143万円で、前年度比830万円の増加、営業費用は7,592万円で、前年度比1,020万円減少しましたが、損益部分である営業損益は449万円の赤字となりました。しかし、赤字額は前年度比1,849万円減少し、純損益では103万円の黒字となり、前年度比1,431万円改善されました。

総じて、周辺の同業者との競争も激しく、依然として経営状況は厳しい状況にありますが、これまでの経営実績による財務内容に支えられ、時代に即して創意工夫に努めた経営姿勢もうかがうことができました。

郡内東部に唯一で町民に身近な自動車教習所として地域に対する貢献度は高く、高齢者講習の受皿としての機能は重要性を増している状況であり、経営努力により存続が望まれている事業と思わ

れます。

引き続いて、町や吾妻郡の安全な車社会の実現に貢献することを期待するものであります。

上水道事業は、企業としての経済性を十分に発揮して、安心安全な生活水の供給を実現しているものと感じます。

加入件数は、前年比で21件増加し6,563件となりましたが、給水件数は13件減少し5,459件となりました。給水量では131万4,965立方メートルで、47立方メートル減少しましたが、ほぼ前年同様の推移となっております。

決算の概要であります。営業収益は2億1,253万円で、前年度比233万円の減少でありました。営業費用は1億8,613万円となりまして、前年度比112万円増加し、結果、営業利益は2,640万円で、前年度比344万円の減少となりました。当年度純利益は4,937万円を確保しました。

剰余金については、減債積立金、建設改良積立金として処理されるなど、健全経営に努めていることが確認できました。

近年は、休止件数の増加や節水意識の浸透などにより、給水量が減少する傾向にあります。事業にあたっては、管路の老朽化に伴う更新需要の増大や、人口減少による給水量の減少、これに伴う使用料の減収なども踏まえ、処理施設の計画的な更新、有収率の向上、経費の節減など事務改善と合わせて一層の効率的な経営に取り組み、公共の福祉の増進に寄与するとともに、良質で安全な水の供給に努められることが望まれます。

簡易水道事業では、地域密着の簡易水道として8か所の地域で給水事業を行っており、加入件数は6件増加し1,691件となりましたが、給水件数は2件減少しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による旅館等の休館や宿泊者の減少を受け、給水量は5万8,333立方メートル減少し、53万2,200立方メートルとなり、対前年度比9.88%減となりました。

決算の概要であります。営業収益は9,004万円で前年度比1,138万円の減少でありました。営業費用は1億953万円で、前年度比325万円増加し、結果、営業損益は1,949万円の赤字となり、当年度純利益も644万円の赤字となりました。

簡易水道事業においても、上水道事業と同様に施設等の更新も念頭に一層効率的な経営に取り組まれることが望まれるところであります。

町民の衛生面における安心安全な環境を確保し、健康で文化的な生活を守るために欠くことのできない良質な水の供給に努められることが望まれます。

以上、事業会計による講評といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。ご着席ください。

山本代表監査委員にはご多用の中、出席いただき、令和2年度決算審査の結果について、簡潔かつ明瞭に発言いただきありがとうございました。

山本監査委員にはここで退席となりますので、ご了承を願います。ありがとうございました。

日程第8として、ただいま審議中の議案第11号、認定第1号、認定第2号につきましては、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、議案第11号、認定第1号、第2号について予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○

- ◎ 報告第 1 号 令和2年度中之条町健全化判断比率の報告について
- ◎ 報告第 2 号 令和2年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について
- ◎ 報告第 3 号 令和2年度一般会計継続費の精算報告について
- ◎ 報告第 4 号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について
- ◎ 報告第 5 号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について

○議長（山本隆雄）日程第9、報告第1号から第5号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、報告第1号から第5号について説明を申し上げます。

まず、報告第1号 令和2年度中之条町健全化判断比率の報告について申し上げます。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、財政健全化判断比率を監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告し、かつ公表しなければならないとされています。

このたび各会計の数値を精査の上、8月19日に監査委員さんにより審査いただきましたので、意見書をつけて報告させていただくものでございます。

それぞれの比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計とも赤字はないため該当はありません。また、実質公債比率につきましては、10%となり、前年度を0.7ポイント上回る結果となりました。将来負担比率につきましては該当ありません。

この数字は、今後県及び国に報告後、公表となります。

続きまして、報告第2号 令和2年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について申し上げます。

これにつきましては、報告第1号と同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、公営企業会計の資金不足比率の数値を精査し、監査委員さんによる監査を受け、議会の報告するものであります。

各企業会計とも資金不足はございませんので、報告させていただきます。

次に、報告第3号 令和2年度中之条町一般会計継続費の精算報告について申し上げます。

令和２年度をもって継続年度が終了した中之条町一般会計継続費の精算につきまして、地方自治法施行令第145条第２項の規定により報告をさせていただくものでございます。

防災行政無線デジタル化移行整備事業につきましては、平成30年度から令和２年度までの３か年の継続費を設定し、事業費の総額を６億9,582万3,000円とし、年割額を定め事業を実施いたしました。

事業実績につきましては、ほぼ計画どおり実施することができ、電波の届きづらい地区の改善を行い、有事の際に重要な役割を果たす防災行政無線の機能の向上が図られ、地域住民に対し適時迅速な発信が行えるものと考えております。

次に、報告第４号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、町が資本金の２分の１以上を出資している法人である一般財団法人中之条電力の経営状況等につきまして議会の報告議案としてお願いするものでございます。

報告させていただく書類は、一般財団法人中之条電力の「令和２年度 第８期 事業報告書及び決算報告書」と「令和３年度 事業計画及び収支予算書」でございます。

次に、報告第５号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について申し上げます。

これらの報告につきましても、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、報告議案としてお願いするものでございます。

報告させていただく書類は、株式会社中之条パワーの第６期となります。第６期におきましては12月から１月まで続いた卸電力市場の価格高騰により、業績悪化に見舞われ、損益計算書におきまして約3,831万円の当期純損失となりました。一般財団法人中之条電力からの増資402万円により、債務超過を回避することができました。現在は卸電力市場も落ち着き、緩やかではありますが、回復をしている状況でございます。

以上申し上げ、報告第１号から第５号の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、補足の説明がありましたらお願いします。

報告第１号から第３号、総務課長

（報告第１号から第３号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）報告第４号、第５号、企画政策課長

（報告第４号及び第５号について、企画政策課長補足説明）

○議長（山本隆雄）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎ 選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員選挙について

○議長（山本隆雄）日程第10、選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の選挙について議題とします。

烏帽子山植林組合議会議員の選挙につきましては、組合規則の定めるところにより、組合議会議員の4人の選挙を求めたい旨の通知が管理者から町長へ提出され、町長から議会宛て依頼がありました。

そこでお諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、選挙は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

烏帽子山植林組合議会議員に富沢重典さん、関常明さん、福田弘明さん、齋藤祐知さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました富沢重典さん、関常明さん、福田弘明さん、齋藤祐知さんを当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました富沢重典さん、関常明さん、福田弘明さん、齋藤祐知さんが烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。

当選された方々に本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○

◎ 請願第2号、陳情第2号

○議長（山本隆雄）日程第11、請願第2号及び陳情第2号についてを議題とします。

請願文書表及び陳情文書表を朗読させます。局長

(請願、陳情文書表について、議会事務局長朗読)

○議長（山本隆雄）ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いいたします。

請願第2号について、関常明さん、自席にて発言をお願いします。7番、関さん

○7番（関 常明）議長の命によりまして、地方財政の充実・強化に関する請願について説明をさせていただきます。

まず、請願者であります、連合の北部地協でございます。ご存じのように連合というのは日本を代表するナショナルセンターでございます。北部地協は、群馬県の中で吾妻エリア、上越エリアを担当して、事務所は渋川市石原にあります。吾妻地域の中でも多くの労働組合が参加をしており、町村の組合や民間の組合が参加をしております。

この請願は、6月議会で渋川議会に提出され、採択をされています。また、昨年同趣旨の請願を採択をしていただいております。当議会ということです。請願については11項目に及び大変広範囲になっていますが、いずれも地方自治の基本になる重要な問題でございます。特に新型コロナ出現以降自治体には多くの対応が求められています。行政サービスや社会保障の低下は避けなければなりません。群馬県町村議会議長会からも同趣旨の意見書の提出の要請もあり、重要案件だというふうに考えております。審議をいただき、採択をいただけるようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（山本隆雄）会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、請願第2号及び陳情第2号を総務企画常任委員会に付託します。

○

○議長（山本隆雄）以上で、本日予定しました日程は全て終了いたしました。

明日2日目は、午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦勞さまでございました。

（散会 午前11時37分）

招集年月日 (会議)	令和3年9月2日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 散会	再開	令和3年9月2日 午前9時30分						
	散会	令和3年9月2日 午後1時45分						
応招ならびに 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		5番 篠原 一美	6番 富沢 重典			7番 関 常明		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山田行徳
			議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	町田 岳彦
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 3 年 9 月 2 日午前 9 時 3 0 分開議)

第 1 一般質問

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会 9 月定例会議の本会議も本日で 2 日目となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可いたします。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。

傍聴者につきましては、映り込まないよう配慮をしていますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

◎ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第 1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第 6 条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされています。新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮を行います。答弁まで含めた時間で、45 分以内でお願いします。

最初のベルが残り 10 分、2 回目が残る 5 分、3 回目が残る 1 分です。

登壇を省略して、自席で質問を行ってください。また、執行部も最初から自席でお願いします。

議会基本条例第 6 条第 2 項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て論点また争点を明確にするため反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

一般質問の通告のあった 5 名の議員について、あらかじめくじ引きで決定した順序により質問を許可します。

最初に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、自席でお願いします。3 番、関さん

○3番（関 美香）みなさん、おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、防災対策についてお伺いをいたします。令和元年10月に発生した台風19号は、吾妻地域全てに大雨特別警報が発令され、中之条町においても各地域に被害が発生しました。台風19号への対応について、反省会が開催されたと記憶しておりますが、今後予想される秋の長雨や台風に対して、反省会に出された問題点や対策をどう反映するのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。それでは、最初の関議員のご質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

令和元年の台風19号の襲来を受けまして、その対応につきましては多くの反省すべき点があつて、今後に生かしていかなければならないと考えており、問題点の洗い出しや今後の対策について協議をしたところでございます。

令和元年の台風19号では、町内の10か所に100世帯、252人の方が避難されました。主な問題点といたしましては、保健センターを福祉避難所として限定すべきではないか、ペットと一緒に避難された方への対応、ラジオ等の情報源の整備、プライベート空間の確保、水や毛布等の防災用物品の各避難所での常備、避難所開設体制の整備等が挙げられました。これらの項目につきましては、全て現在対応をさせていただいているという状況でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）反省会で出された問題点について、既に対応されていることを確認させていただきました。先ほども申し上げましたが、今後秋の長雨や台風など、本格的な降雨の時期を迎えますので、避難所開設の体制や各避難所の防災備品などにおいて、コロナウイルス感染対策を踏まえ、不備が生じることのないよう取り組んでいただきたいと思います。

また、同僚議員からもお話がありましたが、今後の防災対策において、女性の視点を生かしていくことが重要であると考えます。この点についても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に災害時の情報発信についてお伺いいたします。7月29日の午後、中之条町に大雨警報が防災無線より発令されましたが、実際には六合地区が大雨の対象であつたと伺っております。中之条町は、県内で4番目に値する広大な面積を有しており、中之条地区と六合地区では気象状況が異なります。災害情報は正確に発信することが重要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今年の7月29日の午後、六合地区の小倉、田代原地域において1時間に95ミリの降雨が観測され、大雨警報が発令され、その17分後に土砂災害警戒情報が発令されました。幸いにして大きな被害は報告されておりましたが、土砂災害の発生が心配されたため、地元の区長さんに

電話にて情報を聴取したところ、土砂災害警戒情報から数分後には雨が小降りになったという状況でありました。

大雨警報や土砂災害警戒情報は、市町村単位で発令され、その発令見込みにつきましては、気象庁からの情報に依存する部分が多い状況でございますが、町の雨量情報、あるいは県の防災情報システム等を活用して見極めていきたいと考えております。

議員のおっしゃるとおり、中之条町は広大な面積を有しておりますので、全ての地域を瞬時に把握することは非常に難しい状況でございます。私と前橋気象台長、そして国土交通省の河川国道事務所の所長、中之条土木事務所長等、私とのホットラインがつながっております。それぞれの分野から適切な情報が入ってくることでありますので、これらを参考にして判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）答弁にもありましたが、災害時の情報発信は正確さとスピードが重要であると考えます。広大な面積の中之条町に住む町民のみなさんの命を守るため、より正確な情報発信に今後とも努めていただきたいと思います。

落雷による停電が7月10日の夕方発生しました。そして、停電が収まり、電気がついてから防災無線で停電復旧の放送が流れましたが、夕方の時間帯で部屋の中が真っ暗になり、不安な気持ちになったのは私だけではなく、同様のお声を町民のみなさんから伺っております。このような場合の情報発信は、停電が収まってからではなく、停電中に落雷による停電が発生しております。復旧までいましばらくお待ちくださいというようなアナウンスを行っていただき、不安な町民のみなさんに寄り添った防災無線の活用をお願いしたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては総務課長からお答えをさせていただきます。

○総務課長（篠原良春）お答えさせていただきます。

7月10日の午後6時18分頃から約18分にわたりまして、雷の影響により群馬県内の広範囲において停電が発生し、一部地域では午後7時40分過ぎまで停電となっていたようであります。

町では、電力会社から停電の情報が入らないため、その原因や復旧予定時刻も承知していないのが実情でございます。当日宿直には多くの苦情電話が殺到いたしました。その内容は、電力会社への苦情とともに、「なぜ防災行政無線を通じて情報を流さないか」というものでございます。夕刻となり、夕食の準備等で電気を使用したい時間帯であったため、不安になられた点もあったかと思われます。停電の情報を収集するには電力会社のホームページから取得することは可能でございますけれども、情報に時間差が発生してしまう現状でございます。

防災行政無線での情報発信は、行政からのお知らせに限定されているものでございまして、電力でございますけれども、電力の供給については生活に直結しているものでありますので、停電が発

生しているという状況のみの放送であれば可能であるかと思われますので、電力会社の情報を収集し、対応を今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）答弁の中で多くの苦情があったことを確認させていただきました。また、防災行政無線での情報発信は行政からのお知らせに限定されているとのことでありましたが、先ほど申し上げたように、町民のみなさんに寄り添った防災無線の活用が大切であると考えますので、今後停電が発生した際の対応について精査していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大しており、2年目の夏が過ぎようとしております。中之条町では、町長の下、役場職員みなさんのチームワークにより、ワクチン接種が着実に進んでいる状況であり、町長をはじめ、役場職員のみなさんのご努力に心より感謝申し上げます。

4回目の緊急事態宣言が東京、沖縄、埼玉、千葉、神奈川、大阪に出され、8月20日からはさらに7府県が追加され、群馬県も緊急事態宣言の対象となりました。自分自身もですが、町民のみなさんにおいてもコロナウイルスに対する慣れ、そして長引く自粛生活の疲れや不満を抱えているのではないかと思います。しかし、医療現場の逼迫する状況をテレビ報道などで目の当たりにすると、今まで以上に一人一人の感染対策が求められるときであると感じています。

防災無線から感染防止対策を呼びかける放送が何度か流れましたが、私は町長自身から町民のみなさんに感染防止対策の徹底を呼びかけていただきたいと思います。先の見えないコロナ終息への不安や不満を抱える町民のみなさんに町長から直接メッセージを発信するべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この質問につきましては、3月の一般質問の中でも同僚議員から話がございまして、答弁をさせていただいたところでございます。

町長からのメッセージとして、広報紙を通じて発信をさせていただいております。また、この9月1日付の区長文書においても感染予防対策に加えて、町民のみなさんへの町長メッセージを毎戸に配布させていただいております。また、町のホームページからも町長のメッセージを発信しているところでございます。

防災行政無線を通じて肉声によりということでございますけれども、町内において大規模なクラスターの発生等により重大な局面を迎えた時点において検討させていただきたいと考えております。現在の状況が重要な時期ではないということではなく、それぞれの分野で広報を行い、周知に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）コロナウイルス感染拡大は災害にも匹敵し、まさに非常事態であると思います。

非常事態に直面し、不安を抱えている町民のみなさんに少しでも前向きに気持ちになっていただけ

るよう、直接声を届けられる防災無線を使い、町長が町民のみなさんへ時を逃がさずメッセージを届けることが大切であると考えますので、非常事態時における防災無線を活用したメッセージ発信についてのご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、災害時の避難行動についてお伺いをいたします。自主避難所と避難所において、開設における判断基準の詳細とこれまでの開設状況においてお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）自主避難所につきましては、住民の生活する居住空間の中でそれぞれ土砂災害等の危険度が違ってまいりますので、大雨警報や土砂災害警戒情報が発令された際に、災害が限定的であると判断した場合に、原則的には役場と六合支所に自主避難所を設けることとしております。避難所の開設につきましては、避難が広範囲となることが予想される場合や、多くの住民に避難指示を発令しなければならない場合に、その状況に応じて4段階を想定して、11か所の開設を考えているところでありまして、それぞれ担当職員を指定しているところでございます。

令和元年度以降の開設状況につきましては、自主避難所が元年と2年度がそれぞれ1回ずつ、3年度が現在のところ3回となっております。避難所の開設といたしましては、令和元年度の台風19号によりまして1回のみとなっておりますところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）それぞれの開設における判断基準について確認させていただきましたが、自主避難所や避難所を開設していただいても避難行動を決断するのは町民のみなさん自身であります。そして、災害から自分の命を守るためには早め早めの行動が重要であると考えます。町民のみなさんの大切な命を災害から守るためには避難行動決断を後押しすることが必要ではないかと考えます。また、避難行動決断の後押しとして、以前お話をさせていただきましたが、災害に備え、自身の取るべき行動を時系列で可視化するマイ・タイムラインが有効であると考えます。さらに、マイ・タイムラインの作成については、地域住民同士が共に作成することが大切ではないかと考えております。

防災対策において、自助、共助の力が重要であり、マイ・タイムラインを住民同士で作成することを通し、地域内の状況や避難行動などについて情報共有することができ、共助の力の向上につながると考えます。避難行動決断の後押しとして、また共助の力を向上させる取組として、マイ・タイムラインの活用についての見解をお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）議員おっしゃるとおり、最終的に避難をされるかどうかについての判断は本人の決断によるところでございます。町といたしましては、その必要性についてご理解をいただくよう

努めているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、マイ・タイムラインにつきましては、自ら考え、自らの命を自らが守るという意識の下、防災に対する行動計画として大変有効であると考えております。

現在地区防災計画の策定支援を行っておりますけれども、69%の行政区において策定されており、防災に関する意識については少し高まっているというふうに認識をしているところでございます。各地域において、災害に対し避難行動がスムーズに行っていけるよう、町としても取組を継続してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）先ほども申し上げましたが、防災対策において、自助、共助の力が重要であり、2つの力を向上させる上で、マイ・タイムラインの活用は有効であると考えますので、前向きな検討をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次に、自然災害による被害についてお伺いをいたします。防災対策の中でも触れさせていただきましたが、令和元年の台風19号の被害は中之条町の各地域において発生しましたが、その復旧状況とここ最近の降雨による被害についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、被害状況等、農林課と建設課長より状況を報告させていただきます。

最初に、農林課長からお願いいたします。

○農林課長（小池宏之）最初に、農林課関係についてご報告させていただきます。

令和元年度の台風19号によります災害につきましては、田んぼの土手の崩落等、農地に関する被害が20か所、水路等に関する被害が4か所、また令和2年度の9月豪雨によります災害は農地、水路、農道が1か所ずつの3か所でした。いずれにつきましても農作業の始まる時期までには復旧が済んでおります。

また、林道につきましては、令和元年度の台風19号によります法面の崩落等が3か所、令和2年度の9月豪雨によるものとしたしましては2か所でした。こちらも既に復旧が済んでいる状態です。

建設関係は、建設課長からお願いいたします。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）次に、建設課関係ですが、令和元年度が8月豪雨や台風19号による災害80か所、令和2年度が9月豪雨による災害26か所について、既に復旧が済んでおります。

以上、近年の復旧か所は数多くありますが、最近では特に「観測史上最大」とか「長年住んでいるけど、初めて」などという言葉の数多く耳にしております。中之条町も決して例外ではありませんので、災害箇所の復旧については今後もスピード感を持って対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）近年発生した被害全てにおいて復旧済みであることを確認させていただきました。答弁にもありましたが、災害の箇所の復旧はスピードが大切でありますので、今後においても素早い対応をお願いいたします。

また、災害が発生した箇所については、被害がまた起こり得ることが考えられますが、未然の対策について、農林課、建設課、それぞれの取組についてお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）農林課といたしましての取組等をご説明させていただきます。

今回復旧済みと説明させていただきました農林道や用水、農地などにつきましては、平時におきましては破損してしまった箇所の修繕や、より効率的に農業を行うための改良等を行うことが主な取組となっており、災害を未然に防ぐための特別な取組は行ってございません。しかし、土石流や木の流出等の人命に関わる災害に結びつきそうなもので、治山を必要とする事業につきましては、主に県が主体となって実施しております。これに関しまして、町におきましては、毎年７月半ばから８月半ばを期間として、地域のみなさんが土砂災害等の発生につながりそうだと不安に感じている箇所についての聞き取りを行い、区長を通して、町に治山の要望を上げていただいております。このご要望いただいた箇所につきましては、県の担当部署と連携いたしまして、現地を確認し、対策を取る必要があるものにつきましては、県の事業として対応をしていただいております。

以上、農林課の取組でございます。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）続いて、建設課関係ですが、県が事業主体となっていて行われている対策では、急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定区域、地滑り防止区域などを指定していることで土砂災害などの対策事業が実施されております。近年では、そうした防災、減災関連の国の補助事業が優先的に採択されている状況がございます。ですので、建設課でできることの一例としましては、道路の場合は被災原因の多くが集まった雨水が道路沿いを流れて、路肩の弱い箇所が崩れてしまうことにあるため、その雨水処理を復旧する際に考えております。そうしなければ、せっかく復旧した箇所のすぐ隣が再び崩落することになりますので、被災がどうして起きたのか、その原因を現場で把握しながら、復旧工事を行うように担当する職員へ指導を行っております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）近年の異常気象が引き起こす災害は規模が拡大しており、頻度も高い状況であることから、未然の対策が重要であると考えます。町民のみなさんの大切な命と財産を守るため、農林課、建設課、それぞれにおける取組の充実をどうぞよろしくお願いいたします。

中之条町において、土砂災害危険区域が警戒区域、イエローゾーン、そして特別警戒区域、レッ

ドゾーンが防災ハザードマップに示され、町全体として土砂災害のおそれのある地域が多く見受けられますが、町として土砂災害をはじめとする自然災害による被害を未然に防ぐための取組についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）近年多発いたします自然災害に、これを未然に防ぐ方法がないかということでございますけれども、今ご承知のとおり、各地で線状降水帯が発生し、どこで大きな雨が降るか分からないという状況でございまして、これを未然に防ぐということは大変難しい状況であると思っております。

そこで、各行政区で作成中の自主防災組織の中で、自分たちの住んでいるところ、そして自然災害のリスクがあるかどうか正しく確認をする、そして危険箇所を把握しておくということが重要かというふうに思っております。

中之条町で想定される自然災害といたしましては、地震、台風、梅雨の大雨、豪雨、突風、そういったものに伴う土砂災害や暴風災害等が考えられますけれども、現在は国の国土強靱化地域計画を策定中でございます。災害時において、町民の生命と財産を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強い町づくりの推進に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）行政と町民のみなさん、それぞれが災害に備えていくことが大切であると考えます。町民のみなさんが自分の住む地域のリスクを正しく認識し、防災用品の準備や避難行動を明確にしておくこと、また行政においては、先ほども答弁にありましたが、災害に強い町づくりを進めること、どちらも共に向上させていくことが自然災害を未然に防ぐ上で重要であると考えますので、今後ともそれぞれの取組の充実に努めていただきたいと思います。

それでは、災害時の通報についてお伺いをいたします。自然災害による被害が発生した際には、担当課に町民のみなさんから通報が入ると思いますが、災害箇所の把握とその後の対応についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）災害が想定された場合の町の対応といたしましては、まず災害警戒本部を立ち上げ、当該災害の発生、または発生するおそれの規模や影響等の情報を収集いたします。その後気象警報等が発令され、災害対策を必要とする場合に町長を本部長とする災害対策本部を設置することとなります。

災害箇所につきましては、そのほとんどが電話により通報いただきますが、災害対策本部でその状況を建設課や農林課等の担当課に情報を送る流れとなっております。担当課では、状況により応

急措置が必要な事案については現地確認を行い、必要な対応を取っているというところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）電話の通報は、災害発生場所の特定に時間がかかると考えられます。また、被害の状況も正確には把握できないのではないのでしょうか。このような点を解決する上で、スマホを活用した通報が有効であると考えます。

近隣町村では、嬭恋村が令和元年の台風19号の大きな被害を受けたことをきっかけに導入されたと伺っております。スマホを活用した通報であれば、カメラの位置情報により災害場所の特定ができるので、時間のロスがなくなると考えられます。また、映像が見られるので、被害状況がより正確に把握できることも考えられます。このような点からスマホを活用した通報の検討が必要ではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）昨年度嬭恋村におきましては防災システムを導入したということをお伺いしたので、その担当職員のほうにその状況について伺いましたけれども、台風19号では被害が広範囲に及び、職員間の情報共有不足や被害の把握が遅れ、各避難所の収容状況を正確に把握することができなかったというような課題が浮き彫りになったというところから、その反省を生かし、災害や避難状況を素早く把握することで円滑な対応につなげたいということでございました。

先ほども申し上げました、中之条町は広大な面積を有しているというところで、システムデータにより場所や状況などが把握でき、職員をはじめ、多くの住民との情報が共有できるとすれば、安心安全に大きく寄与できるものというふうに認識しているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）答弁にもありましたが、災害発生時、職員間のより正確な情報共有が被害の軽減につながると考えます。また、スマホを活用した通報は災害発生時だけではなく、道路補修やごみの不法投棄など、地域の課題を解決する際にも有効であり、行政と町民のみなさんの情報共有をより充実させることは安心安全のまちづくりにおいて必要な取組であると考えます。

これから本格化する行政のデジタル化を推進する中で、スマホを活用した情報共有に対して前向きに検討していただきたいと思いますと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）無料通信アプリを通じて誰でも必要とする情報を閲覧できることになり、住民はもとより観光客にも周知できるものと思われれます。

今後、今年度嬭恋村ではその導入を進めているというところでございますので、そのメリットやデメリットについて教えていただきまして、そちらについても検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）行政のデジタル化を進める中で、災害時の通報ツールとして、また安心安全な町づくりや、答弁にもありましたが、観光における活用も視野に入れ、スマホの位置情報を活用した行政と町民の情報共有の仕組みづくりへの検討をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

四万湖のカヌー利用についてお伺いをいたします。この問題については、6月の一般質問で、利用者の増加が予想される夏を迎える前に、交通面や利用者のマナーなどについて対策が必要ではないかとお話しさせていただきましたが、町はどのような対策を講じたのか確認させていただきます。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、観光商工課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）一休さん駐車場や四万湖周辺の路上駐車対策についてお答えいたします。

まず、一休さん駐車場につきましては、トイレのための駐車場であるということを表示いたしました。また、カヌー利用者用に旧西中学校への誘導看板を設置いたしました。

交通対策としては、吾妻警察署交通課のアドバイスをいただき、路上駐車禁止看板を設置しております。いずれの表示板も利用者に分かりやすいよう配慮し、カラー刷りのものを複数枚設置しておる状況でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）利用者の増加を迎える前に対策を講じていただいたことにより、国道353号の道脇への駐車が解消されている状況にあります。早急に対応をしていただき、心より感謝申し上げます。

それでは、今後の課題について2点ほどお話しさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、国道353号の道脇の駐車については解消されている状況ですが、依然として公衆トイレ一休さん前の駐車場内において混雑状況が見受けられます。そのため、トイレが利用しづらい状況があるとお声を頂戴しております。建設課によりトイレ利用者専用駐車場のコーンを設置していただきましたが、いまだに利用しづらい状況を見聞きすることから、新たな対策の必要性を感じております。

四万湖を訪れることはカヌー利用者だけではありません。公衆トイレ一休さんは、四万温泉などを訪れる観光客のみなさんや四万湖や中之条ダムを見学に来られたみなさん、また公衆トイレであるので、それ以外の方も利用されます。このような点から公衆トイレ駐車場の敷地内をカヌー利用者駐車場として使用している今現在の形を見直す必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

この駐車場が連休や行楽期において、多くの観光客が訪れて大変混雑していることは承知をして

おります。今の段階においてもカヌー利用者の車両を旧西中学校駐車場へ誘導する旨の看板を設置している状況でありますけれども、さらに分かりやすくするために看板類の数を増やすなど、工夫が必要と考えております。今後検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）それぞれの目的で四万湖を訪れたみなさんに気持ちよく過ごしていただけるよう、事業者、またダム周辺の案件でもありますので、県にも働きかけ、四万湖周辺の利用について検討をしていただきたいと思います。

2点目ですが、群馬県にも緊急事態宣言が8月20日から9月12日まで発令されており、全国、また県内においても感染拡大が続いているにもかかわらず、四万湖は依然としてカヌー利用者でにぎわっている状況であり、その光景を目の当たりにしている住民のみなさんからコロナ感染を心配するお声を伺っております。

先ほども申し上げましたが、群馬県にも緊急事態宣言が発令され、また感染力が強く重症化しやすい変異株の感染も広がっており、今までの状況とは違う局面を迎えています。事業者に対して人数制限など、今まで以上の感染防止対策を指導すべきと考えますが、今現在の事業者数を把握できているのか、また感染対策の指導の詳細についてもお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）まず、業者の数でございまして、観光協会、あるいは四万温泉協会に加盟している団体については把握をしておりますけれども、この湖面利用、湖の利用につきましては、自己責任による自由使用、これが原則になっているということでございまして、個人での利用、あるいは現地に集合してのツアー、そういったものについては把握できていない状況でございまして。

この3つの事業所につきましては、駐車場の利用やマナーの啓発に対して協力的であります。また、感染症対策について、町から直接の指導はしておりませんが、観光協会に確認をしたところ、国や県からの要請や情報提供があれば、随時をしているということでございます。

また、如月キャンペーンや愛郷ぐんまプロジェクトにおいても感染症対策を講じることを参加条件として実施しております。カヌー体験会や群馬県が行ったインバウンド向け動画撮影に協力いただいた際の対応についても実際に感染症対策をしていることを確認をしているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）先ほども申し上げましたが、全国的に感染拡大が依然として続いている状況にもかかわらず、四万湖はカヌー利用者でにぎわっており、感染が起こるのではないかと不安が広がっていることから、事業者を把握し、人数制限など、より強い感染対策を指導すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）事業者の把握につきましては事業者側から町や観光協会、温泉協会に連絡をしてくれば、把握できるものでありますけれども、連絡なしで現地集合しているため、ツアーを催行している事業者の把握というものは困難であります。また、感染対策の指導につきましては、今までどおりガイドラインの沿った感染症対策の実施をお願いしていくことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）観光協会及び四万温泉協会に加入している3事業者については、駐車場利用やマナー啓発に対して協力的である中、コロナ感染を心配される声が上がっている現状を考えると、連絡なしで現地に集合し、ツアーを行っている事業者の把握が必要であると考えます。答弁いただいたように、事業者の把握は様々な状況から困難であることは十分承知しておりますが、コロナ感染を心配される方々のお気持ちも理解していただき、3事業者の協力も得ながら、新たな事業者を把握し、感染対策やマナー啓発を行うべきと考えますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

また、6月の一般質問でも申し上げましたが、最近では個人のカヌー利用も増加傾向にあり、その中には竹井橋を渡り、直接四万湖へ車を乗り入れる利用者も増加していることから、感染対策、また地域に及ぼす影響においても四万湖への立ち入り制限の検討も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）竹井橋から四万湖への道は町道でありまして、カヌー利用者だけが利用しているわけではございません。また、利用目的による立ち入り制限は適切ではないと考えますので、今後検討が必要であるというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）竹井橋から四万湖への道が町道であること、また利用目的による立ち入り制限が適切でないことを確認させていただきましたが、感染対策において、また個人のカヌー利用が増加したことによる地域へ及ぼす影響を改善する点においても四万湖への立ち入りについての対策が必要であると考えますので、こちらについても県にも働きかけていただき、よりよい対策についてのご検討をお願い申し上げ、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）関美香さんの質問が終わりました。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、自席でお願いします。1番、山田さん

○1番（山田みどり）それでは、9月定例会議、通告に従いまして一般質問を行います。

この長引くコロナ禍において、生理の貧困という問題が生じています。各地で生理用品の無料配付なども行われる、そういった生理用品を買うことが困難になっている、そんな問題も取り沙汰されている中ですが、町内の学校の生理用品の取扱いについて質問をしたいと思います。

今学校では生理用品が急に必要になった場合、保健室で配付をしていると思いますが、この生理用品を利用する生徒さん、その数はどのくらいの数を配付しているのか、分かるところでお答えください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）お尋ねの数のことについてでございますが、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）議員ご質問の管内小中学校において、昨年度中、保健室に生理用品を取りに来た児童生徒数についてお答えいたします。

まず、中之条小学校では6件、六合小学校ではゼロ件、中之条中学校では3件、六合中学校では1件となっております。それぞれの件につきましては、「用品を忘れてしまった」、「また急に生理になったので、必要になった」との理由で保健室へ来室したとのことであります。どの学校におきましても生理用品につきましては、基本的に個人個人で準備ができているということであります。以上です。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）数のほうはそれほどの数ではないとは思いますが、こういった保健室に申告して、もらいに行くということは、なかなか年頃のお子さんたちは非常に言いづらい部分もあるのかなというふうに思います。

各団体から、女性団体だったりだとかからも要望があったように、あと議会の中でも何度かこういった声が上がっていると思うのですが、トイレ内に設置してほしいという声がこの間非常に高まっていると思います。町では、管内での小中学校でそういったトイレの設置については検討されたかどうかお聞きします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）教育委員会といたしましては、実は3月に福重隆浩公明党群馬県本部代表、それから関美香中之条町議会議員さんの連名で発出をされました「コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望」を受付いたしました。その中で、「町内の小・中学校及び公共施設の個室トイレで生理用品を無償提供してください」という項目がございました。

そこで、教育委員会といたしましては、各学校での生理用品の取扱いについて調査をし、その結果を基に5月の定例教育委員会会議、19日に開催されましたが、そこで協議をいたしました。協議の中で、委員さんからこんなご意見を頂戴しました。「とてもデリケートな問題であり、基本的には家庭で用意することだと思うので、本当に困った場合には保健室に相談してもらおうということでよいと思う」と、そういう意見、それから「小中学校で配付するのは、成長の個人差もあるので、難しいと思う」、こういうご意見を頂戴いたしました。協議の結果、小中学校における生理用品の

取扱いにつきましては、保健室で一元管理することといたしました。その理由といたしましては2つございますけれども、1つは小中学校への調査結果から、家庭の貧困により生理用品を購入できない児童生徒の実態がないこと、それから2つ目には、不特定多数の児童生徒が使用する学校のトイレに生理用品を置くことは小中学生の発達段階には合わないこと、この2点でございます。この協議結果を受けまして、管内の校長会におきまして、「生理用品は保健室で管理し、それを必要な児童生徒がいた場合には、無償で配布すること」、そして「生理用品が不足する場合には、学校予算で購入すること」、これを指示いたしました。

なお、生理用品の取扱いにつきましては非常にデリケートな問題であるというふうに認識しておりますので、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、その心情に寄り添いながら、ご家庭とも連携して対応していくよう、管内の小中学校に対しまして、改めて指導したところでございます。

以上であります。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）確かにデリケートな問題でありますし、小学校、中学校となるとなかなかそうした性教育の中でのこういった授業もされているとは思いますが、難しい点があります。しかしながら、昨今やっぱりこういった生理用品がトイレトペーパーと同じように消耗品として当たり前前にトイレにあって、当たり前前に安心して使える、そういう声が高まっているというふうに私は認識しています。

そのトイレに置くという問題については協議をされたということで、家庭での用意が当たり前というふうに考える方が多いのかなとは思いますが、やはりそういった社会が今までそういうふうにタブー視されたところがあるのかなというふうに思います。しかし、そういう衛生的な面での不安などが挙げられたりだとか、設置の仕方などを工夫すれば、こういった問題も設置も可能かと思います。

また、こういう発達段階においては非常にデリケートでして、誰かが興味本位で開けてしまったりだとか、いたずらされることはないか、いじめの要因にならないかと、そういう不安などもあるかとは思いますが、だからこそ教育として意識を高める学校現場で置くことが大切なのではないでしょうか。

また、ジェンダー平等の点からも女性にかかる負担、そういったことを理解し、学校現場で考えることが大切だと思います。まず、学校現場からこういったことを考えていただくというきっかけになっていただきたいなというふうに思います。

続いて、県内でも生理の貧困で無料配付をしている自治体があります。県内で7自治体で無料配付を行ったという実績があると思うのですが、本町でもこういった無料配付については検討されたかどうかお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、同僚議員から3月にコロナ禍において、女性における経済的な負担軽減への要望が出されました。その内容は、生理用品を配付できないかということでございまして、特に生理用品について、住民からの直接の要望もありませんでしたので、実際には実施に至っていないという状況でございますけれども、ご承知のとおり、災害用品の備品として、生理用品も備蓄をしております。ただ、使用期限がまだ相当残っているということもありまして、そういったものの期限が迫った段階でそういった活用もできるのかなというふうに検討をしているところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）なかなかこの自治体というのはつかむことができないのかなというふうに思います。本当に生理用品が買えないほど困っているのかというのは、本当に家庭の状況だったりとか、個人の状況なのかなと思うので、そこの調査というのはなかなか難しいことは承知しています。ただ、やはりコロナ禍で浮き彫りになったこの生理の貧困という問題は非常に見えづらいし、こういう生理用品が買えませんとわざわざ言うことはばかれる、そういうふうを感じる方もいると思います。今までそういった男性中心の社会の中で、女性自身もこういう生理というのは、女性の性に生まれてしまったので、もう仕方がないことだと思っていた部分もあると思います。

男女共同参画を推進するために、この生理の問題については、女性特有のものとして、女性だけが知っている、女性だけが抱える問題ではなく、男性にとっても共に社会を形成する相手である女性がその生理を負担をしている、これは経済面で言えば、生涯生理用品にかかる費用が試算として60万円ほどかかると言われています。精神面でもこういった生理の期間というのは30年から40年と、個人差はありますけれども、言われております。そうしたことでの負担をしっかりと考えて、認識する必要があるのではないのでしょうか。

そういったことからこの学校現場から、まずは考えて、ぜひ検討していただきたい、そういった社会が今は確かにいろいろな問題があったり、なかなかそういったことが進まないということもあると思います。ぜひこういった声が各方面から出ているということを認識していただいて、ぜひ検討していただきたいのですが、改めて教育長、お願いします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）先ほどお答えをしたとおりなのですが、指導というお話が出ました。生理用品に関わります女子児童、小学生への指導につきましては、初経指導を通して行っております。特に4年生から6年生の女子児童を対象に、生理になったときの手当の仕方等、これを指導しております。当然のことながら、担任と養護教諭が関わります、チームティーチングで実施しているところが多いかなというふうに思っております。その際、実物を用いておりますけれども、それは生理用品を製造している会社から小学校に無償提供していただいている試供品などもございますので、そういうものを活用して行っているということでございます。その指導後にはご家庭向けに

文書を発出させていただきまして、家庭での生理用品の準備や指導、こういうものを保護者に依頼をしているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）そうしたことで、今たぶんおっしゃられたのは初経時のということで、女性児童に対しての指導だと思います。なかなかこのへんのところは難しいとは思いますが、これは別に男女分けることなく、ぜひ指導に関してもこういったことが女性の体ではそういった変化が起こっているという指導を、これは男子児童についても教育、なかなか日本はこういった教育が遅れていることでこういう理解に乏しい方もいるのかなと思うのですけれども、こういう教育をやっぱり進めていくためにも男子児童に関してもこういう教育を早めていくということも必要なのかなというふうに思いますけれども、教育長、どのようにお考えですか。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）今は、具体的な生理用品についての指導ということで、4 年生から6 年生の女子児童についての指導をお話しさせていただきました。

男子児童もということでもありますけれども、当然第二次成長の指導というのも実施しております。小学校では、4 年の保健体育の授業におきまして、担任を中心に第二次成長についての指導を行っております。このときには、先ほど申し上げましたように、養護教諭との T T 指導なども実際に行っており、第二次成長についての理解を深めているところということでございます。

それから、中学校なのですけれども、第二次成長の真ただ中というふうに思うのですが、学級活動における性教育ということで、担任と養護教諭のほうでも、ここでもやはり養護教諭なのですが、T T で指導しているということでございます。その 1 つとしては、1 年生では「命をつなぐ性」、それから 2 年生では「性情報と私たち」、それから 2 年生の中でも 2 つ目とすると「性犯罪に巻き込まれないようにするために」、また「望ましい男女交際と心の成長」、3 年生になりますと思春期講演会というようなことで、思春期の心と性、エイズや性感染症について指導というようなことで、具体的にこの第二次成長に関わった性教育というのを実施させていただいています。これは当然のことながら、男女共習ということでやっておりますので、こういうことで教育課程の中に位置づけて、学校では実施しているということでございます。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）そうした指導がしっかりとなされているということは理解しました。であれば、なおさらそういったトイレへの設置、生理用品の設置に関してもそういった児童生徒の意見もいろいろと様々聞きながら、ぜひそういう児童生徒に寄り添った指導とそういう配慮を、ケアをしていただきたいなというふうに思います。

それでは、2 問目の質問に移りたいと思います。補聴器の公費補助について質問をしたいと思い

ます。

今補聴器の補助というのは身体障害者手帳を申請して認定された方が補助の対象となっていると思うのですが、その申請されている方というのは町内でどのくらいおられるのかお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それについて、住民福祉課長から数字を申し上げます。

○住民福祉課長（小板橋千晶）山田議員の質問にお答えしたいと思います。

現在ですが、障害者補装具交付・修理事業において、国2分の1、県4分の1の負担金を受けて、耳の聞こえが悪いということで身障者手帳をお持ちの中に、一部の方を除き、基準額の1割をご負担いただき、補聴器を交付しております。その数でございますが、交付件数は令和2年度で26件、今年度は7月までで6件交付いたしました。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）今までは集音器に対しての補助というのが県でもあったと聞いておりますけれども、障害認定まで至らず、難聴の方が補聴器を必要とする場合、今補助というものがありませんけれども、町としては検討されているかどうかお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今集音器の話がちょっと出ましたけれども、集音器につきましては、まだ中之条町は要綱は残っておりますので、必要であれば申請していただくわけですが、今まで実績がなかったということで予算化はされていないという状況でございます。

補聴器の関係でございますけれども、年齢を重ねたことによって聞こえの悪くなった方も含め、障害認定に至らずとも補聴器を必要とする方が多くいらっしゃるということは承知をしているところでございます。しかし、現在の制度につきましては身体障害者福祉法でございまして、この制度は国、県の負担金交付事業で実施をしているということでございまして、障害認定を受けて、それで実施をするということでございます。障害認定を受けるには、障害認定を受けるお医者さんがいて、その診断で障害の何級というのが決定になります。さらに、補聴器が必要な場合もその認定医で補聴器が必要かどうか、有無を確認をし、そして補助対象になるということでございまして、きっちりとした、こういった基準があるわけでございます。この事業とは別に、町負担で交付する事業を実施する場合であっても対象者の基準をちゃんとしておかないと不平等になるということでございまして、その基準を引くのが大変難しいかなというふうに思っております。いずれにしても聞こえの相談とかいろいろな相談がありますので、そこで適切に相談をしていただいて、適切な処置をしていただくことが先決かなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）そういった基準というのが非常に難しいというのは、一般質問の資料を見たり

だとか、いろいろ準備をする中で非常に難しいなというのは私自身も思いました。そういう難聴、本当に聞こえに心配、不安のある方というのは老化に伴って非常に増えてくる。40代を過ぎると聴力が低下していくという傾向にあると思います。

町で受ける健診の中に、そういった聞こえ、聴力検査などが今現在はやっておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）現在住民健診を行っているわけですが、健診の項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準というものに定められておりまして、聴力検査はその項目に入っておりませんので、実施はしておりません。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）特定健診、そういったところで聞こえの検査を現在はやっていないということですが、先ほど町長もおっしゃられたように、難聴になられている方というのは非常に多いと思います。聞こえ方というのは人それぞれ違いがありますし、難聴になっている、聞こえづらいなと思っていてもなかなか痛いとか苦しいとか、そういったことがない限りはなかなかそのままにってしまう、そのままで気づかないで進んでしまっているということが多いのかなというふうに思います。

難聴になると、認知症のリスクが非常に高くなるという発表があります。これは、2017年の国際アルツハイマー病協会会議において、認知症にかかる9つの危険因子があると、その1つに起因するのが難聴だというふうに指定がされたそうです。中年期からの難聴というのは、その認知症のリスクを非常に上げるという可能性があるという発表があったそうなのです。なので、やはり町でもこうした健診を勧めるということが非常に大切なのではないかなというふうに思います。

高齢化が進む町内では、社会保障費、これからどんどん高くなる傾向にあると思います。認知症のリスクを軽減し、介護予防のためにも聴力検査を実施し、難聴者の実態をつかむということが非常に大切なのだと思うのですが、この聞こえの検査について、別に毎回というのはなかなか難しいですし、そうした正しく検査するためには集団健診とかというのは非常に難しいと思うのですが、病院に行って、そういった検査を健診の中で年齢を区切った形でやるとか、そういう実施の仕方もあるのかなと思うのですが、今後そういった聞こえの検査については検討されることはできるでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この聞こえが悪いとかということの判定が非常に難しい。これは、本人しか分からない状況でございますので、はたから見ても分からない。ただ、はたから見ても、この人はあまり聞こえていないのかなという認識は持てますけれども、はっきりしたものは自分でしか分からないということでございます。認知症の原因の一つになっているということでございますので、なるべく

早くこういうものを見つけていただいて、そして適切な診断を受けて、補聴器を使って、そして聞こえるような、そしてストレスがない社会、こういったものをつくる必要があるというふうに思っております。

健診については、私はちょっと存じておりませんので……これは法律がありますので、検討させていただきますが。ただ、聞こえの相談とかそういった福祉サイドからはたぶん相談があると思いますので、そこらへんの相談を窓口にさせていただければというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）ぜひ今後そういった聴力検査の実施を検討していただいて、難聴者の実態をつかむ、こういった傾向にあるのかということをつかむことでもそういうリスクを軽減することにつながるのかなというふうに思います。

補聴器の購入補助をしている自治体は43自治体に徐々に広がっているというふうに聞いています。医師に診断を受けて、身体障害者手帳を申請するときと同じように、医師の診断を受けて、補聴器が必要であると認められた場合には補聴器の販売店で購入し、自治体に申請を出して、上限の金額はもちろんありますけれども、購入助成を受けるというような流れで自治体で広がっています。身体障害者の認定の高度難聴とかそこまでに至らずとも40から70デシベルの間の聞こえとかという、大体そういった基準などを設けて、そういう補助対象になれば補助を受けられるということで、ぜひ補助でもフレイル予防の観点からも補聴器購入補助を検討していただいて、まずいろいろ難しいところはあると思いますけれども、聴力検査、これは健診にぜひ取り入れていただいて、そういった予防の観点からも進めていっていただきたいなというふうに思います。

私の質問は以上です。

○議長（山本隆雄）山田みどりさんの質問が終わります。

ここで換気のため暫時休憩といたします。再開は午前10時55分とします。

（休憩 自午前10時39分 至午前10時55分）

○議長（山本隆雄）再開します。

一般質問を続けます。

次に、11番、福田弘明さんの質問を許可します。11番、福田さん

○11番（福田弘明）新型コロナウイルス感染症に対する対応についてお伺いいたします。

8月6日、国内感染者数100万人との報道があり、その数に大変驚いておりましたら、昨日「一月もせずに感染者数が150万人を超えた」との報道がありました。50万人になるのに1年3か月、100万人になるのに4か月、そして一月を待たずして150万人、まさに感染爆発。実に80人に1人が感染してしまったということで、いつ自分が感染してもおかしくない状況になってきました。そこで、今回もこの新型コロナウイルス感染症について取り上げさせていただきます。

まず、直近のワクチン接種の進行状況についてお伺いいたしますが、高齢者への接種は順調に進

み、若年世代への接種の段階へ来ているとのご案内がございました。滞りなくワクチン接種が進められているようでございますが、大詰めを迎えた町民へのワクチン接種に、町長は今現在どのようなお気持ちでおられるのか、まずお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ワクチンの接種状況についてお答えをさせていただきたいと思います。

65歳以上の90%以上の方にワクチン接種が終了し、現在は12歳以上64歳以下の集団接種を行っています。

接種状況等の詳細については、後で担当課長から報告をさせていただきます。

5月13日より始まったワクチン接種も議員のおっしゃるとおり、大詰めを迎えております。町民の多くの方が接種を受けられ、あわせてマスクの装着や感染対策に努めていただいております。感謝をしているところでございます。

そんな中、群馬県においても8月20日から緊急事態宣言が発令され、毎日多くの新規感染者が報告されております。ワクチン接種がこの感染症の感染防止や重症化に効果を発揮し、終息に大きな役割を果たすことを期待するとともに、引き続き町民の方々の不要不急の外出の自粛や感染防止対策をお願いし、一日も早い日常や経済活動が戻るように、町としても引き続きしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ワクチン接種の詳細については、保健環境課長から申し上げます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員お尋ねのワクチンの接種状況につきまして、8月30日現在の状況を報告させていただきます。

ただし、一部の医療機関で実施した分が含まれておりませんので、ご承知おきいただければと思います。

65歳以上の高齢者につきましては、1回目が92.7%、2回目が91.5%、これはそれぞれ人口に対するの比率になります。64歳以下12歳までの1回目が75.3%、2回目が36.6%になります。ご質問には年代別ということでありましたので、年代別に申し上げます。60歳から64歳、1回目が91.9%、2回目が78%、50代が1回目が88.4%、2回目が41.3%、40代が1回目が85.7%、2回目が30.4%、30代で1回目、58.7%、2回目が31.9%、20代、1回目が45.4%、2回目が29.1%、19歳以下につきましては1回目が69.2%、2回目については今も進行中なので、集計時点では4.2%という数字になっております。

以上です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございます。

担当課長におかれましては、初めてのこのような重大案件に対して、今年代別にワクチン接種の

状況をご案内いただきましたが、押しなべて順調に進んでいるようで、大変努力していただいていることに、町民に代わりまして感謝申し上げます。

ただ、若干若年世代においてはまだ大分接種率が低いというようなこともございますが、昨今の報道等におきましては、若い世代の方に対しても非常にアピールされておりますので、今後はこの数字も伸びていくかと思っております。

さて、今思いのほかい数字だったなと思ったのが10代の方々、69.2%、1回お打ちになられたということなのですが、これに関係して、子供さんに身近な学校関係者の方々のワクチン接種の進み具合というのは把握されておりますでしょうか。もし把握されているようでしたらご案内いただければと思います。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）子供さんに身近な学校関係、幼稚園、保育園関係の予防接種の進捗状況につきましては、保育所、幼稚園、こども園の職員の希望者につき、ほとんどの方が希望されているのですが、優先接種としまして、7月より希望者に接種を開始し、8月中にはほぼ終了しております。

また、小中学校につきましては、それぞれの住所地や県央接種センターでの接種を受けられているというふうには伺っておりますが、詳細につきましては把握をしておりませんので、お答えできる範囲はここまでとなっております。お願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）学校関係者については把握されていないというか、把握できないという状況なのでしょうけれども、これについては、教育長にお伺いしたいところなのですが、事前に通告しておりませんので、今回は辞退させていただきますが、子供さんに接する学校関係者につきましては、しっかりとワクチン接種、状況はどのようになっておるのか、またあまり接種が進んでいないようであれば、進んで接種するような指導のほうを教育長のほうからお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。次に、家庭内感染をどう防ぐかということでございます。私の一般質問通告が8月19日でした。そうしましたら、今日の一般質問に合わせるかのように、町のほうから家庭内での感染予防対策という配付物が届きました。私、15年間議員をしているのですが、一般質問と同時に対策を講じていただいたというのは初めてでございます。本当に迅速な対応に感謝を申し上げる次第でございます。

さて、それだけ家庭内での感染について、町も心配しているということなので、私の質問もご理解いただけるかなと思って、若干掘り下げて質問させていただきます。今後12歳以上のコロナワクチン接種が進み、人の活動が盛んになってきますと、次に心配されてくるのが12歳未満の子供たちをコロナ感染症からどう守るかということが重要になってきます。ワクチン接種は、感染症にならないということではなく、重症化を防ぐ程度だけの効果しかありません。社会活動が元に戻る過程

で、ウイルスを家庭内に持ち込まれることが予想されます。

日本小児科学会予防接種感染症対策委員会によりますと、2021年5月11日時点で小児患者の先行感染者は家族が77%、学校関係者が6%、幼稚園、保育所関係者が6%、家庭教師、塾関係者が1%と、約80%が家庭での感染、さらに家庭内感染のうち、両親や祖父母が先行感染者であった割合が93%と、小児患者の大部分が成人からの感染であることが示されております。

先ほど述べました町から配布された家庭内での感染予防対策にも新型コロナウイルスデルタ株は、従来とは違い、家庭内で感染が起こるとほぼ全員が感染してしまうというような記述も記されております。従来は、子供には感染しにくいと思われていましたが、変異株のデルタ株は子供への感染力が心配されております。そのような状況下で予防接種法に基づく接種の対象外の12歳に満たない子供さんたちは防御の手だてがありません。このワクチン接種が進んだ後でも依然として家庭内感染については心配されます。

毎日新聞からの引用ですが、「感染症の専門家がウレタン製や布製マスクではエアロゾルの吸入阻止に無力だとして、海外ではウレタン製マスクが禁止されている国があることを挙げ、不織布製のように高い感染予防効果のあるマスクの着用を求める共同声明を発した」との報道がありました。一番重要なのは親が感染しないことであると思います。このようなことから対象家庭への不織布のマスク、また消毒薬の配付、学校、幼稚園、保育園でのさらなるクラスター防止対策などの町独自に対策を講じる考えがおありになるか、お考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員ご質問のそういう家庭へのマスクの配付、消毒薬の配付、また学校や幼稚園等に対するクラスター対策についてのご質問でございますが、今の段階では家庭へのマスク、消毒薬の配付については考えておりません。今後の状況を見ながら、必要があれば、そういったものも検討していくことも必要かなというふうには思っていますが、今の段階での考えはございません。

また、クラスター対策につきましては先ほども申し上げましたが、幼稚園、保育園の職員につきましては、7月からワクチン接種のほうも行っており、ほぼ終了しておりますので、また学校、保育園、幼稚園におきましては、児童生徒及び職員の登校前の検温の実施や健康観察、施設内の消毒、換気、密にならない工夫等の感染対策を徹底しております。

また、先日も教育委員会のほうからも各家庭における健康観察、体調不良の場合には学校を休ませて、家庭内での健康観察をしっかりとくださいというようなご案内も出させていただいておりますので、今後もそういった対策を継続して感染対策に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）学校、幼稚園、保育園での対策については後ほど同僚議員が詳しくお聞きする予定でございますので、私はこの一般向けについて、この際お尋ねいたします。

現段階では、マスク、消毒薬の配付は考えていないということでございますが、町長、この12歳未満のお子様のいる家庭というのはそんなに多くはないと思うのです。それと、心配なのは若い奥様方、12歳以下の子供さんのいらっしゃる家庭の母親さん方は比較的見た目のよいウレタン製マスクをご使用になっている方もいらっしゃいます。私は、この際こういった12歳未満のお子様を抱えている家庭限定でさらなる対応策をぜひお考えいただきたいと思っております。先ほども申し上げましたように、12歳に満たない子供さんには防御の手だてがございません。町長、そのへんのお考えをいただきたいのですが、よろしくお願いいたします、お考えを。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）12歳以下防御の手段がないということでございまして、マスクの配付ができないかということでございました。

前にも国で配ったマスク等を集めさせていただいて、子供向けで配付をさせていただいた経緯はございますけれども、そのときには不織布のマスクが足りなかったというようなこともありました。ですから、そういった手段を選んだわけでございますけれども、この状況によって、また学校とも相談させていただいて、どうしても必要であれば、それは予算措置は必要かなというふうに思っておりますので、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ぜひよろしくお願いし、ご対応のほうをお考えいただきたいと思います。

この変異株につきましては、以前は若い子供さんはそんなに重症化しないということが言われておりましたが、昨今の報道も従来の方の感染者数が何倍でしたか、非常な勢いで伸びているということが報道されておまして、私は本当にくだいようですが、防御の手だてがない子供さんを守ってあげるためにも最小限の方策を講じていただきたいと思っております。

さて、この12歳未満のお子さんなのですが、ファイザー社及び武田モデルナ社製の新型コロナウイルスワクチンについて、海外では生後6か月から11歳を対象とした臨床試験も実施されているということなのですが、自費、自己責任の下で12歳未満の接種は可能かどうかについてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）中之条町、各自治体そうなのですが、薬事承認がされて、国の認可がされた予防接種法に基づいた予防接種について実施をしておりますので、現段階では行うことはできないというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）この薬剤についても国が一括管理ということで、市中には出回っていないと、国の方針以外の流通はないということなので、これはもう海外にでも行けば分かりませんが、できないということですね。分かりました。

さて、3つ目に家庭内で感染が確認されて、保護者が陽性となって、子供さんだけが陰性の場合、子供をどのように救済するかについてお伺いしたいのですが。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）ご質問の問題につきましては、中之条町の町民を想定した場合に限らず、やはり全国的な課題だというふうに認識しております。お子様を24時間保育する環境はそれぞれの家庭によって変わってくると思いますが、ご両親が陽性になったりした場合には祖父母の支援が得られるような場合には何とか生活をしていけるかなというふうに思いますが、その対応ができない場合には陽性になった母親が在宅療養で育児をするというケースも伺っております。

今の段階で、群馬県で子供さんを受け入れる施設があるという状況も伺っていますが、年齢など、いろいろな条件もあるようです。それ以外の手ではなかなか今こちらとしてもありません。広域的にも情報共有しながら対策を検討していきたいというふうに考えておりますが、議員の皆様からぜひ有効な情報があれば、ご提供いただき、考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）子供さんには大変厳しい状況になるかと思うのですが、これは中之条だけの問題でなく、それこそ県、また全国レベルの喫緊の課題になるかと思っております。行政サイドでもこのような事案が発生した場合への対応、祖父母が健康で、身近にいらっしゃる場合は大丈夫だと思うのですが、そういう対応の仕方ができないお子さんについては本当に心配でございます。ぜひ早急にこの対応策について上部機関との相談の上、検討をお願いして、対応を考えていただきたいと思います。町長、このへん、どうでしょう。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、全国的な問題でありまして、一つの町で解決できる問題ではないというふうに思っております。非常に難しい問題であります。ですから、家庭内に、まずウイルスを持ち込まないという前提、これが大切だというふうに思っております。おじいさん、おばあさん、そして両親がほとんどの方が今ワクチンを打っているわけですので、そちらの方に介護してもらうことが今のところ一番いいのかなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）先ほど申し述べたように、新型の変異株については本当に感染力が強いということで、感染された母親が在宅で子供さんを見るというのは非常に危険かなと思っております。ぜひ有効な手だてを考えていただきたいと思います。思っております。

続きまして、3回目の接種についてお伺いいたします。報道によりますと、アメリカ政府は8月18日ですが、3回目の新型コロナウイルスのワクチン接種を9月20日から始めると発表いたしました。2回目のワクチン接種から時間がたつと感染力が強いデルタ株などに対する免疫が落ちるとい

うデータが出てきていることから、追加接種で免疫を高めるブースターが必要だと判断したということでございます。このような状況は、海外ではイスラエル、またイギリス、ドイツ、スウェーデン等でもこの計画を考えているようで、また始まっているところもございます。ファイザー社が公表した資料によりますと、3回目の接種をした人はウイルスの働きを抑える中和抗体の値が従来の新型コロナウイルスや変異株、変異ウイルスのベータ株に対しては2回目の接種後と比べて5倍から10倍に増えたほか、デルタ株に対しても5倍以上、特に65歳から85歳の場合は11倍以上に増えたということでございます。このように3回目のワクチン接種というのは非常に効果があるようでございます。

8月25日の読売新聞には、東京都港区の新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場で、接種業務に携わっていた医療従事者3人が会場で余ったモデルナ製のワクチンを無断で使って、自分たちに3回目の接種を行っていたという報道もございまして、これは3回接種というのが、非常に効果があるのだなということの現れだと思っております。

今現在これより3回目の接種についての情報等をお持ち合わせでしたら、町民の皆様に公表していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）3回目接種をした人の中和抗体の上昇などにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、製薬会社をはじめ、各大学等の専門家が検証して、その結果が日々報道されています。国では、それらの研究や検証結果を精査して、今後のワクチン接種事業に反映していくものと認識しております。3回目接種につきましても現在検討しているような情報は報道等では承知はしておりますが、正式な通知等も町のほうにはございませんので、私のほうからはお答えできる内容はございませんが、国のほうで通知等があれば、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ぜひ町におかれましてもこういった3回目接種について上部機関に積極的に働きかけていただきたいと思いますと思っております。

この3回目接種というのは、12歳以上の方でも自費、自己責任の下での接種というのはやはりこれは可能性としてはないということなのではないでしょうか。そのへんを確認させていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）12歳以上の接種につきましても現在は2回までということで予防接種法に規定されておりますので、そちらが改正をされれば、3回目接種というのは可能になるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）分かりました。

このワクチン関連について、最後にこのワクチン接種に使われている注射器についてお伺いいたします。8月26日の報道で、「モデルナ製ワクチンに異物混入が見つかり、廃棄」という報道がございましたが、それよりも前の朝日新聞デジタル6月30日付で、「新型コロナウイルスのワクチン接種用に国が自治体に支給した注射器に目盛りがかすれたり、型がゆがんだりしたものが含まれていたということが分かり、使用を取りやめ、独自に注射器を発注した自治体もある」という報道がございました。世界の注射器製造は中国とインドということでございます。中之条町で使われているものについての安全性についてはどのような状況で行われているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）ワクチン接種に使用しておりますシリンジや針につきましては、ワクチンが納入されるのと合わせて、国からその都度配付をされておりますので、ワクチンごとに配付されるシリンジ、針は異なってきます。実際に中之条町でもシリンジの、注射筒の目盛りが消えていたり、袋が破れた状態のものというのも数件ございました。使用時には必ずそういったことを前提に確認をした上で接種準備も行っています。また、ワクチンについてもダブルチェックをした中で実施しておりますので、今後も現場での安全確認をしっかりと行いつつ実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）私の知り合いの方が、これは電子機械の関連する製造過程の中で、中国から部品を入れているのだそうですが、一番大変なのは検品だそうです。とにかく不良品が混ざっているの、検品すると不良品が山のように出てくるというお話を聞いております。

この注射器、人間の体にじかに作用するものですから、ちょっとそのへんが心配かななんて私は思っているのですが、見た目の変形だとかそういったものはそれでチェックできますが、果たしてきちんと滅菌されているのかどうか、このへんについては見た目では分からなくて、国を信用するほかはないのですが、ワクチンの接種と同じように使用されたものについては、国から一緒にシリンジ等が来るということなので、どういうものが使われたということは記録には残っているということでしょうか、そのへんをちょっと。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）ワクチンを配付する際には、今回はどこの会社のこういった品番のシリンジと針がセットで来ますということで事前通知も来ますし、それを確認して、もちろんシリンジと針が合わないことがありますので、きちんと確認をして使ってくださいというような通知も入っておりますので、その都度確認はさせていただいております。

中国からの輸入等につきましては、私のほうもよく把握はしておりませんが、きちんと国内の製薬会社さん等が検品をしてからの入荷というふうに把握をしておりますので、こちらでできること

は現場での確認でしかありませんので、現場でしっかり確認をした上で使用したいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）これからもよろしくお願いいたします。

それでは、最後に学校教育現場における群馬県版校務支援標準システムの導入についてお伺いたします。このことについては、既に過去2度ほど取り上げさせていただきました。改めて今回取り上げさせていただくというのは、改めて確認しましたところ、現在では県内ほとんどのところで導入が進みまして、導入が遅れている、されていないのは自治体独自でほかのシステムを導入したところ、また非常に小さな自治体を除きますと、吾妻郡内のみになっているという状況でございました。

私は、ちょっと古い話なのですが、平成9年、10年、11年、中でも平成10年におきましては、週に2日ぐらい学校に出向く場面がございまして、その頃は教員のみなさんも今よりも多かったこともあるかと思いますが、非常に多忙だということはつぶさに見させていただきました。そういった中で、この学校業務の支援システムを導入したらいかがかというのを提案申し上げてきたわけでございます。改めて申し上げますが、群馬県では教員の負担を軽減する目的で、全県で統一した校務支援システム、群馬県では株式会社エデュコムの校務支援システム、エデュコムマネジャーC4thの導入を決めました。これは、群馬県でも会社と共同して、群馬県版ということで改良を重ねたものでございます。群馬県以外の県におきましてもそれぞれ会社は違いますが、いろいろな校務支援システムを導入されておる状況でございます。県では、導入費用の軽減、統一化により校内はもちろん、学校を跨いだデータ連携もしやすくなる、成績から指導要録まで一元管理が可能になり、過去の指導経緯も集約、蓄積、参照しやすくなると、市町村間で教職員が異動しても同じ仕組みを使っていることで、業務に慣れるために必要な時間を軽減できるとしております。

導入効果については、休日及び時間外勤務時間の減少、授業準備、教材研究時間の増加、作品やノート評価の時間の増加、児童生徒の出欠情報、保健室利用状況、保健日誌、保健診断に基づく健診情報など、担任はいつでも閲覧できるようになって、またこれまで手書きの記名で、各家庭に渡していた受診のお勧めも受診結果から瞬時に印刷できる。各校1人しかいない養護教諭の負担が大きく、情報化によって養護教諭の事務負担が軽減できるメリットは大きいなど、保健情報管理における効果大、出席簿の作成、通知表の作成、指導要録の作成などが負担軽減になったとのことでございます。

今までいただいた答弁は、システム導入について前向きな答弁はございませんでした。先生方の仕事の多忙をなくし、より多くの時間を児童生徒と向き合えるよう導入を図るべきと考えますが、導入についてどのようにお考えなのかお伺いたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員おっしゃるとおり、群馬県版校務支援標準システムはグループウェア機能に加えて、児童生徒の出席簿や通知表、調査書、指導要録の作成、保健管理など、学校に特化した機能が特徴のシステムであるというふうに認識しております。

現在群馬県内でそのシステムを導入している自治体を調べましたところ、35市町村中24市町村で導入しておりまして、導入をしていない自治体は、先ほど議員おっしゃったように、吾妻郡の6町村、それから甘楽郡の1町、多野郡の3町村の計10町村でございまして、独自にシステムを導入しているのが北群馬郡の1町ということであると聞いております。

吾妻郡内では、実は平成30年度に郡の教育長会議におきまして、このシステムの「吾妻郡町村共同利用」に向けて意見交換をした経緯がございます。しかしながら、その後は進展のないまま現在に至っております。それは、システム導入等の経費が最大のネックとなっているというふうに考えております。システムを導入する経費につきましては、郡内町村が共同で導入する場合でも、また町村単独で導入する場合でも約1億円程度が必要であり、またそのシステムを保守するためにサポート費用、メンテナンス費用が各町村ごとに年額300万円程度かかるということから、かなりの経費が必要であるというふうに伺っております。しかしながら、議員おっしゃるとおり、このシステムを導入することで、現在課題となっております教員の多忙化を解消し、児童生徒と向き合う時間を確保できるようになるメリットがあることは承知してございます。

町教育委員会といたしましては、このシステムにつきまして、管内小中学校にも意見聴取をするなど、総合的に検討してまいりたいというふうに思っております。また、吾妻郡の他の町村の意向等につきましても調査をいたしまして、今後の協議につなげていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）今回は、かなり前向きなお考えをいただきました。ありがとうございます。

確かに費用はかかるということなのですが、県内ほかの自治体もそれ相応の費用を払って、やはり効果ありということで導入されていると思うのです。それで、町単独という考えもあるかもしれませんが、吾妻郡内、たしかパソコン等は共同購入という実績もございます。郡内の吾妻教育事務所管内、これを一固まりで導入ということも考えられるのではないかなと思っておりますので、宮崎教育長、非常に実績のある方で、影響力もございますので、吾妻郡内の教育関係者に声をかけていただきまして、ぜひこのシステムを導入の方向でご検討いただきたいと思いますと思っております。

先ほど述べましたが、群馬県に限らず、ほとんど全国でそれぞれこういった校務支援システムを導入されております。ということは裏を返せば、やはりそれなりの費用対効果があると私は考えております。しかも、これは群馬県が率先して業者と開発したシステムでございまして、ぜひ実現に向けて、これから頑張っていきたいと思っております。

教育長から前向きな答弁をいただいておりますので、これ以上の答弁は求めませんが、ぜひ。もう4回目の質問がないように、これの実現に向けて頑張ってくださいと思っています。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）福田弘明さんの質問が終わりました。

次に、大場壯次さんの質問を許可します。大場壯次さん、自席でお願いします。4番、大場さん
○4番（大場壯次）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、9月例会の一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、1点目、教育施設における安全対策について、2点目は豪雨・土砂災害について、3点目、道路の維持管理と付随したライフラインの維持管理について、4点目、耕作放置について伺います。

最初に、教育施設における安全対策について。令和2年10月1日に発生した六合小学校児童の交通事故がいまだ退院したとの情報が聞かれません。心より元気に回復され、学びの場に来ていただきたい、心より願います。

事故後、安全対策として六合小学校周辺の国道292号線を走行する運転者の注意喚起を促すため、道路標識として、学童注意看板2か所、横断者注意看板1か所を設置、令和2年12月2日完成。六合小学校周辺の国道292号線を走行する運転者の注意喚起を促す看板として、学童注意2か所、横断者注意2か所、計4か所設置、令和3年1月28日完成。児童の安全確保のため、南門、北門とも高さ2メートル50センチのフェンス設置工事完成。令和3年1月31日と令和3年2月24日における全員協議会で報告を受け、その後私も現地を確認しました。そこで、通学路の安全対策はどのように捉えているのか伺います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員ご質問の通学路の安全対策でございますが、まず教育委員会といたしましては、平成27年度末に策定されました「中之条町通学路交通安全プログラム」の方針に基づきまして、各学校から上がってきた危険箇所に対し、学校、県土木事務所、吾妻警察署、町関係課と合同点検を実施して取り組んでおります。

次に、各学校におきましてですが、年1回以上通学路点検を実施しております。方法は様々ですが、教職員と一緒に歩いて登下校したり、スクールバスに乗車し、停留所から家まで通学路を歩いて確認等を行っております。また、PTA役員の方の協力を得まして、教職員との合同点検、各地区の保護者役員の方からの通学路の危険箇所、あるいは気になる箇所の報告を受けての改善策等の対応など、学校、家庭、地域が連携をしていただいて、通学路の安全対策に取り組んでいただいていると認識しております。

また、特に今年は6月に発生をいたしました千葉県交通事故、これを受けまして、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び

警察庁の3省庁連名による通学路における合同点検等実施要領が示されまして、全国一斉にこの点検が行われることとなっております。当町におきましてはこの合同点検を関係機関と協力して実施すべく、現在準備を進めております。これにつきましては、小学校が対象なのですが、この際ですので、本町は中学校も含めて一緒に進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、この点検を通しまして、危険箇所として上げられた場所が少しでも改善され、児童生徒の交通事故防止につながるよう、改善、要望を含めまして、関係機関との協議、連絡に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、校庭内の施設の安全対策は、どのように取られているか伺います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）これにつきましては、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○こども未来課長（倉林敏明）議員お尋ねの校庭内の施設の安全対策についてお答えいたします。

管内各校におきましては、定期的に遊具を含めた校庭内の施設点検を行っております。小中学校では、毎月1日をめどに教職員により校舎、校庭内の設備等の安全点検を実施しております。

なお、校庭の遊具につきましては、点検業者による遊具点検を年に1回実施しており、指摘のあった箇所の修繕等につきましても必要に応じて実施し、子供たちの安全確保に努めております。

今後におきましても各校園所と連携し、点検、調査を実施する中で、引き続き子供たちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、校庭周辺の樹木に対する安全対策は、どのように取られているか伺います。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）お尋ねの学校施設内の樹木につきましてですけれども、学校創立時に植栽されたものが多くございます。近年では、巨木化とともに樹齢を重ねまして、枯れ枝なども目立つようになってきております。安全対策という面からは定期的に伐採などを行っているわけではありませんが、学校からの依頼や近隣住民の方などからご指摘をいただき、伐採するというのが現状でございます。

近年の主な伐採例を挙げますと、いずれも安全面や施設管理面を考慮しての伐採ですが、令和2年度には中之条小学校プール南側の桜の木4本、モミの木1本を大々的に伐採いたしました。

今年度につきましては、中之条小学校西校庭沿いの町道小中学校線に自生しておりましたケヤキの木を建設課と協議の上、伐採いたしました。それと付随いたしまして、同じ道路沿いの桜の木1本と校庭内の桜の木の枝を伐採いたしました。今後六合小学校におきましても校庭内の桜等の支障木を伐採する予定であります。

支障木等の管理につきましては、引き続き学校と連携しながら、安全面と施設管理の両面から努

めてまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、中之条小学校・中之条中学校・六合中学校・中之条幼稚園・沢田幼稚園、中之条保育所・伊勢町保育所・六合こども園の周辺に応じた安全対策に対し、問題はなかったのか伺います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）冒頭議員おっしゃいましたように、昨年の10月に発生いたしました六合小学校の事故を受けまして、管内9校園所に施設や遊具につきましての緊急一斉点検を翌日、10月2日に指示をいたしました。

そして、各校園所の点検の結果を一覧にいたしまして、校園所長会議でそれを示し、点検状況を共有するとともに、問題点等につきまして相互に確認をいたしました。その結果、日頃から定期的な安全点検を実施していることもございまして、大きな危険を認めることはございませんでした。学校運営におきまして、安全な施設を確保することは大変重要なことでございます。引き続き、関係機関や学校などと連携をしながら、安全確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）それと、六合こども園は白砂川の崖の脇にあり、豪雨や地滑り等の影響はないか。これは、六合野球場脇の町道が崖崩れで交通止めになっているので、そのへんの関係もありまして、ちょっと質問したのですが。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）今議員お話しいただきましたように、六合中学校のところは庚申塔といいまして、あそこでは地滑りが起きておりました。実は、何年か前のまち5のマラソンのときに、地域の方からご指摘をいただいて、すぐに生涯学習課長とそこを見に行きましたら、やはり道路が割れていて、非常に危険な状況ということで、即、建設課のほうにお話をさせていただいたところでありました。そうしたら、すぐに通行止めになって、今もまだ通行止めのままというような状況でございます。

お尋ねの六合こども園につきましてですが、豪雨や地滑りの影響はないかとのご質問ですが、六合支所、それから六合こども園に確認を行いました。現在までに特に影響を受けたことはないということでした。

また、先ほど申し上げた六合中学校付近では、地滑りの工事を、これは群馬県が行っておりますが、その地滑りの影響がこども園まで波及したり、豪雨によって園舎が浸水したりすること等もございません。したがって、道路が通行できないことによる交通面の影響は考えられますが、こども園そのものへの影響につきましては、現在のところ確認してございません。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4 番（大場壯次）安心しました。

次に、旧学校周辺の道路標識や看板で役割を果たしたものがあのようなので、確認していただきたいと思います。特にここからスクールゾーン、「子供に注意」看板等が設置されているところがあるもので確認をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）中之条町地区におきましては、小中学校ともに学校統合ということで、旧学区の通学路におきまして、設置したスクールゾーン等の注意看板等が残っていることがございます。現在は不要なものも存在をしているかと思っております。

今後それらにつきましては、学校や地域等との相談の上、不必要なものにつきましては順次撤去してまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）次に、学校におけるコロナ対策は、どのように行われているのか伺います。特に設備関係において質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）お尋ねの学校におけるコロナ対策、特に施設面でのコロナ対策ということでお答えをさせていただきます。

昨年度管内校園所全施設におきまして、水道の蛇口の取っ手を回転式からレバー式へ全面的に交換をいたしました。こういう細長いレバーなのですけれども、そのレバー式にすることによりまして、子供たちが肘とか手の甲とか、そういうものを使って簡単に開け閉めができることから、回転式よりも感染リスクを減らすことができたのではないかなというふうに思っております。

それから、スクールバスにも触れさせていただければと思うのですが、スクールバス乗車時の感染防止対策といたしまして、アルコール消毒による手指消毒、それから窓を数センチ開けておく、それから換気、それから会話を控えること、特に小学生につきましては、座席の指定などを行っております。

また、特に中之条町地区のスクールバスにつきましては、児童生徒数が多いものですから、乗車率を算出いたしました。そして、乗車率の高いところにつきましては、バスの入替えや予備車を使った増便を行いまして、密を避けるための運行に努めております。そのバスにつきましては、車内消毒につきましては、運行終了時に各運転手により入念に行っていただいて、コロナ感染防止に努めているところでございます。

○議長（山本隆雄）4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）どうもありがとうございます。

次に、2 番目として、豪雨・土砂災害について。ここ数年各地で豪雨による土砂災害が発生し、甚大な災害を受けるとともに、尊い命まで失われている状況の場所もあります。町内の治山治水の

目的で、沢や川に造られた流路工の中には、土砂や草木が生え堆積し、流れを阻害するとともに、豪雨の際、越流し、土砂災害につながるおそれがあるような箇所が見受けられます。町民の方の中には、「家の近くにある流路工がスムーズに流れるように草刈り等をしているが、高低差があるのと高齢になってきたので、自分で見守りできなくなった。どうにかならないか」という声を聞きます。

そこで、沢、川における維持管理はどのように行われているのか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

町内における治山や砂防等の施設は、県が事業主体となって造られたものであり、町は事業費に対する負担金を支出しております。そして、それらの施設が完成した後の維持管理といたしましては、堆積した土砂の撤去や流れを阻害する樹木等の伐採がありますが、それらは県の単独事業で実施されております。

また、豪雨等により土砂の流出や閉塞があった場合は、県の土木事務所や環境森林事務所へ連絡をし、対応をお願いしているケースがほとんどでございますので、地元からの要望があれば、県へ取次ぎをさせていただきたいと思っておりますので、申しつけいただければというふうに思います。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、中之条町下水道処理場は7か所あるかと思いますが、処理場施設が流域下流で河川沿いにあります。豪雨、土砂災害の影響を受けないかを踏まえて、下水道処理施設の維持管理はどのように行われているのか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、上下水道課長からお答えをさせていただきます。

○上下水道課長（山田秀樹）お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、中之条地区には7つの処理場があり、通常の維持管理については業務委託をした業者で行っております。定期的に巡回をし、処理場ごとの運転マニュアル等により、設備の運転管理や保守点検整備を行っております。また、故障等の緊急時には、その情報がメールで携帯電話へ伝達され、より早い復旧に向けた体制を取っております。

議員お尋ねの豪雨や土砂災害の影響を受けるかどうかについてですが、県が公表している河川の増水を想定した「吾妻川圏域浸水図」によると、浸水する処理場はありません。また、中之条町防災ハザードマップでは、土砂災害危険区域のイエローゾーンにある処理場が1つあります。これは、災害が発生したときに、土砂が到達するおそれがある範囲になりますが、過去に被害を受けたことはありません。仮に浸水、土砂災害があったときには、事業継続計画（BCP）を活用し、一日も早い復旧に向けた体制づくりや対応を行っていきたいと考えましておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）それと、下水処理場でオープンになっている施設がありますが、処理能力には問題ないでしょうか。特に豪雨のとき、それを伺います。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）お答えさせていただきます。

7つの処理場のうち、オープンになっている施設として、四万と沢渡の処理場が該当いたします。時間当たり100ミリ相当の雨が降ったとしても水面に降る雨が原因として、処理能力に対して問題が起きることはありません。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）それでは、あと3番目として、道路の維持管理と付随したライフラインの維持管理について。道路の維持管理は、各地域でエリアを決めて、春の道路愛護運動、秋の道路愛護運動において、除草、空き缶やごみ等の収集を行っていますが、できる範囲に限られているので、道路の一部に限られてしまいます。町民の方の中には、除草、落ち葉等の収集等をし、道路維持に努めている方もいます。また、中には今まで周辺の除草等は行ってきたが、高齢になってきたので、どうにかならないか等の声を聞きます。

そこで、道路の除草はどのように考えていますか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、建設課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）日頃より各地域の皆様には道路愛護として、草刈りやごみ拾い等にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

議員お尋ねの道路の除草につきましては、人家や耕作地がある地区内の道路であれば、地元の方々の出役で草刈りが行われている状況がございます。しかし、各行政区を結ぶ幹線道路でも人家や耕作地がない区間ですと、除草ができない状況もございますので、そうした区間につきましては、地元からの要望を受けた中で除草業務を建設業者に委託しております。

今後も各地区では人口減少や高齢化が進むことが推測されますが、日常生活を過ごす上で必要不可欠な道路ですので、通行の安全を第一とした維持管理に今後も努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、雨水排水の詰まりによるグレーチングの浮き上がりが見られることがあり

ましたので、そのへんの対策をお願いしたいのですが。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）道路側溝に堆積した落ち葉や土砂が、集中豪雨が発生した際に一気に流れ出ることで詰まってしまう箇所がございます。そうした箇所につきましては、側溝内の落ち葉や土砂を事前に除去しておければ、詰まりを防ぐことは可能ですが、重い蓋を上げながら除去するとなりますと、道路延長も長いため、なかなか手が行き届かない状況がございます。ですので、それらの対策につきましては、地元のみなさまのご協力をいただいて除去するか、もしくは道路側溝へ蓋を設置していただく方法しかないのではと考えております。

いずれにしても詰まってしまった際にはご連絡をいただいた中で、早急に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）電線、通信ケーブル、場所によっては共聴ケーブル等が配線されているところに木の枝の接触、つるの巻きつき、倒木のおそれが見受けられる路線があります。これは危険が伴うので、住民にはどうにもならないです。過去には高所作業車で、東電かN T Tで除去を行っていたようでしたが、最近見受けません。このような状況下で強風、土砂災害等で配線が切断されると大変なことになります。そこで、道路脇電柱ケーブルに木の枝等が触れている場所を見受けませんが、対策はどのように。伺います。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）先日沢渡でも電線火災がありましたが、議員ご指摘のように、枝が触れて危険な場所は東電の点検パトロールなどによって伐採されている状況があります。しかし、本来であれば、木の所有者が東電やN T Tに連絡するのが最善な方法であると考えております。所有者からの要望や連絡であれば、伐採の了解を得られることがはっきりするため、早期着手が可能になるからです。

また、あわせて根元からの伐採を要望する場合でも伐採木の片づけは所有者が行うことが確認できれば、実施していただきやすい点もあるかと思いますので、当該箇所付近の電柱番号を控えた上でご連絡をお願いできればと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、4番目として、耕作放置について。年々耕作放置箇所に雑草が茂り、面積が減少しないように見えます。所有者も地元に住んでいない方も見受けられ、またどこに住んでいるかも分からない方もいます。「地元で手に負えない」と声を聞きます。

7月、8月の間に熊出没が4回ほどあった地域もあります。また、イノシシと動物出没で、ヒル

も減る傾向にありません。そこで、耕作放棄対策はどのように行われているのか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについて、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）議員のおっしゃるとおり、全国的に農家の方の高齢化や担い手の不足等により耕作放棄地は増えている状況でございます。当町におきましても耕作放棄地は年々増えておりまして、中之条町の農地面積2,044ヘクタールのうちその32.7%、およそ670ヘクタールが耕作放棄地となっているのが現状でございます。こうした状況を改善すべく、耕作放棄地を減らし、農業を守るための取組を実施しておりますので、説明させていただきます。

まず、条件の悪い場所での耕作や農道、用水等の維持管理等を行う農家に対しましては、「中山間地域直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」による支援を行い、農地の維持を図っております。

また、農家の方が高齢になってしまった等の事情によりまして、耕作できなくなった農地、こちらに関しましては、認定農業者や新規就農者等の農業の担い手へ預けていただいております。耕作できなくなった農地を「農地中間管理機構」を通して、担い手へ貸付け、集約することで効率のよい農業を目指すものです。

この制度におきましては、議員からご指摘がございましたように、相続が済んでいない農地や、所有者がはっきりしない農地等の集約化の遅れが問題となっております。これに対しましては、相続の簡素化や利用期間の長期化等の対策を講じることにより集積の促進を図っております。

また、新たに農地の担い手となる新規就農者の確保、こちらにつきましては、「中之条町農業担い手受け入れ協議会」が窓口となって受入れに対応しています。町内の方からの就農の相談だけでなく、都市部で行われる新規就農希望者の相談会に積極的に参加するなどして、町外からの新たな担い手の受け入れも行っております。さらに、農業経営が不安定な期間の補助や就農時に必要な機器の購入費用の補助、こちらにつきましても町独自の補助制度を新規就農者の方には設けて、支援を行っております。

次に、田植や稲刈り等の各種作業を自ら行うことが困難で耕作を放棄してしまうというようなことがあるかと思いますが、こうしたことに対しましては、地域の農業の担い手の方へこうした作業を受託していただき、代行していただいております。この作業の受託に対しまして町は独自の補助制度を設けて支援を行っております。また、既に耕作放棄地となってしまった農地を再び農地として使用できる状態に戻す取組も支援しております。

議員からは耕作放棄地が熊やイノシシ、ヒル等のすみかや隠れ家と、またヒルの媒介の温床となっているのではないかとご心配をいただきましたが、耕作放棄地の発生は先ほど申し上げましたような取組で予防に努めるとともに、また駆除につきましては、「鳥獣被害対策実施隊」の皆様のご

協力を得つつ、ほかの事業でやぶ刈りや森林環境整備を併せて行うことによって、有害鳥獣の住みづらい環境を整備したいと考えております。

以上、中之条町の耕作放棄地につきましてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）どうもありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本隆雄）大場壯次さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

（休憩 自午後零時05分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

一般質問を続けます。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、自席でお願いします。2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）議長より許可をいたしましたので、令和3年度中之条町議会9月定例会議におきまして、通告のとおり一般質問を行います。

まず、初めに新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種が進み、長期化する新型コロナウイルス感染症との闘いによりやく終わりが見えていたかと思った矢先、第5波と呼ばれる変異株による急激な感染拡大の波が日本中に広がり、群馬県にも再び緊急事態宣言が発せられる状況となり、人と経済財の動きに大きなブレーキがかかってしまいました。当町でも観光地を中心にさらなる経済の悪化は避けられず、また一部管内の小中学校で分散登校が始まるなど、町民の暮らしに大きな影響を与えております。この災害とも称される厳しい状況を乗り越えていくためには、町民一人一人が家族や大事な人の命は自分たちで守るといった自助、共助となる感染予防のさらなる徹底が重要とされておりますが、公助となるワクチン接種の継続、推進とともに、日々の暮らしを守るための経済的支援が必要不可欠と考えます。

そこで、昨年5月の緊急経済対策のような各種団体の支援や減免、現在の感染拡大が終息してのタイミングで如月キャンペーンのようなキャンペーンの開催など、思い切った町独自の支援が必要と考えます。国や県の支援が行き届かない中小企業や生活困窮者への支援と併せて、今後のまちづくりについて町長の考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まらず、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置対象地域が広がっております。

昨年より町独自に地域商品券の交付や持続化給付金の支給、上下水道料の減免等を行い、支援を

してまいりましたが、今後も国や県からの各種対策の状況や各種団体からの要望やご意見をいただき、真に必要とされる対策について実施をしていきたいと考えております。

この決算統計、決算を示させていただきましたけれども、コロナに関する交付金が前年度は20億円ぐらいございました。総額で21億円使ったわけでございますけれども。ところが、今年度に入って、交付金らしいものについては、事業所支援金ということで2,100万円が今内示されておりますけれども、それ以外、国のほうから今のところ経済支援がないという状況でございます。去年の20億円、これにつきましては交付金があったものですから、思い切った措置ができたわけでございますけれども、こういった国の動向を見させていただき、そしてさらに各種団体から要望等が出ておりますので、お金がなくてもどうしてもしなくてはならないもの、そういったものは基金を取り崩しても実施をしていかなければならないというふうに思っておりますので、もう少し国の動向を見させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）現在の新型コロナウイルスの感染状況を災害に例えたとき、町独自の対策は共助と考えられます。公助にあたる国や県の対策が追いつくまで、町長には町民の命と暮らしを守るための支援をしっかりと行っていただくようお願い申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

8月6日の上毛新聞に、2020年度のふるさと納税における当町への寄附額が2億8,742万円、前年度に比べ61.3%減、マイナスとの記事があり、驚いた町民の方も多くいたのではないのでしょうか。なぜここまで減ってしまったのか、この数字に対して町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今佐藤議員から言われた数字についてはそのとおりでございます。減額となった要因でございますけれども、その1つは、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、地域限定の返礼品として感謝券を使っている中之条町のような自治体は敬遠され、そして自宅でも楽しめるお取り寄せの返礼品にしているところについては、納税額が伸びているという状況でございます。

もう1つの要因といたしましては、総務省からの地場産品基準の見直しに伴う取扱店の減少が挙げられております。町内で幅広く使用できました感謝券でございますが、地域産品基準に適合した取扱店のみが使用対象となったことも減収の大きな要因になっております。町といたしましては、この財源は大変重要なものでございます。早くコロナが終息して、ふるさと納税をしている方が安心して四万温泉、沢渡温泉、六合温泉郷、そして町内に来ていただけることを期待をしているところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今町長から答弁いただきましたが、とても大切な財源ということで、まだまだコロナの影響は大きいのかなと思いますけれども。

さて、今年度のこれまでの寄附額は今現在どうなっているか、令和3年度当初予算においては3

億2,029万6,000円と計上がされておりますけれども、これに近いものになるか、今後の展望と併せてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和3年8月末現在での寄附金額の状況でございますが、474件、4,391万円でございます。昨年の8月期との比較でございますが、件数はほぼ同じ件数でございますが、金額で2,640万円の減でございます。例年ですと、11月から12月が寄附金のピークということになりますが、このコロナ禍ということもございます。今後の予想は大変難しいところでございますが、昨年度同額程度の寄附金をいただけるものではないかと予測をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ふるさと納税における寄附金額を増やすにはリピーターの獲得が大変重要かと考えますけれども、ダイレクトメール等の活用など、現在どのような取組を行っているのか伺います。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）取組でございます。まず、ダイレクトメール等につきましては、総務省のほうからふるさと納税に関しまして、過度な寄附金を求めるような案内を行わないということが上げられております。よりまして、町では寄附をいただいた方に対しまして、ダイレクトメール等の案内等は控えているところでございます。あくまでも寄附者様の意思によるところが大きい制度と理解をしております。ダイレクトメール等は行っておりませんが、町では平成30年度に準町民制度を設立し、ふるさと納税とは別の事業として地域振興と交流人口の増加、関係人口の促進を図っております。

取組につきましては以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）町では、このふるさと納税における寄附金の運用に関しましては、ふるさと思いやり基金として積立て、それを取り崩して、次年度に様々な事業として執行しておるところだと承知しております。

運用に関しては、納税者の希望になるべく沿うような形で町長が用途を決定しているものと承知しておりますが、町のホームページを見ますと、過去に様々な事業が行われており、この基金の町にとっての重要性がうかがえます。

以上の理由によりこの基金の大幅な減少を重要課題として、これからは町、町民、町民の中でも農家さんや商店などの事業者さんと議会が三位一体となって取り組むべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

また、その対策として、昨年も委員会においてメニュー拡大の提案をしましたけれども、ふるさと感謝券と併せて、返礼品のメニューを増やすことや、ふるさと納税の担当者の拡充等、重要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）まず、感謝券を返礼品としている理由でございますけれども、町の交流人口の増加や地域振興及び観光振興につなげるふるさと納税をされたみなさんに中之条町へお越しをいただき、感謝券による町内循環をしていただくことが主たる目的でございます。返礼品のメニューにつきましても検討させていただきました。ほかの町村でカタログにより農産物等の返礼をしている部分がございますけれども、それに併せて、中之条町を当てはめると、特徴の農産物がないというようなこと、そして大量に生産しているものもないというようなことでございまして、1年間を通して平均的に送り続けられるものが非常に少ないというようなことから、現在のような感謝券の発行で対応しているということでございます。

現在の新型コロナウイルス感染拡大の社会情勢において、交流人口を求めることは大変厳しい状況でございますけれども、感謝券の有効期限の延長等をさせていただきまして、寄附者のみなさんに中之条町へお越しをいただくことを継続して実施してまいりたいと考えております。

そのほかに地場産品基準外といたしまして、お礼の電力につきましても取扱いが不可とされたところでございますが、再生可能エネルギーの推進として再見直しがされ、取扱いが継続できる運びとなりましたので、現在総務省の示す基準を満たすべく、再開に向けた調整中でございます。当面は感謝券及びお礼の電力を主軸に、引き続き取組を進めてまいりたいと思います。

そして、現在の職員体制でございますが、企画政策課の職員2名、会計年度任用職員1名で対応しております。忙しい時期につきましては、課員及び他課の職員の応援をいただきながら事業を実施しております。配慮へのご提言、大変ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）この返礼品の拡充という問題もあるのですが、それについて、この町にはやはり返礼品にしたら喜ばれるおいしい農産物、果物、地ビールなど、様々な名産品がたくさんあると考えております。コロナ禍で収入が落ち込む小売店や農家さんの救済策として、また今後さらに加速するであろうネット販売に新たに取り組もうとする事業者の後押しという意味でもアフターコロナの時代を見据えて、メニュー拡充の検討は引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、小中学校のコロナ対策について教育長にお伺いいたします。緊急事態宣言を受けて、中之条地区の小中学校では、感染予防のため、分散登校を行っているようですが、どのように授業が行われているのか、また六合地区ではどのような対応をされているかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）初めに、緊急事態宣言に伴う管内小中学校の対応につきましてお答えをいたします。

まず、六合地区は8月23日月曜日から、中之条地区は8月24日火曜日から9月6日月曜日までの間を夏季休業開けの児童生徒の「健康観察期間」として設定をいたしました。その上で、午前中のみ短縮授業として、給食の提供は行わないことといたしました。

また、中之条地区と六合地区では、それぞれの学校の児童生徒数の違いにより、中之条地区は分散登校、六合地区は通常登校で実施しております。学校ですけれども、中之条小学校では、「密閉」、「密集」、「密接」の3密を避けるために、全てのクラスを2班に分けて、隔日で登校する形を取っております。登校した班は、4時間の授業を受けます。

中之条中学校では、中之条小学校と同様、3密を避けるために全てのクラスを2班に分けて隔日で登校する形を取っております。登校した班は、国語、数学、理科、社会、英語の5教科を中心に3時間の授業を受けます。

六合小学校では、全国児童28名で、密になりにくいという実態から、通常どおりの登校の形を取っております。しかし、児童同士の接触の機会を減らすため、授業は3時間のみとしております。

六合中学校では、全校生徒11名で、密になりにくいという実態から、通常どおりの登校の形を取っております。しかし、生徒同士の接触の機会を減らすため、授業は4時間のみとしております。

以上がお尋ねの管内小中学校での分散登校における授業の現状でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）続きまして、オンライン授業についてお聞きしていきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の拡大により、国の授業として前倒しで1人1台の端末、パソコンが配備されました。児童生徒の学びを守るため、学校と家庭を結ぶオンライン授業の早期実現が期待される中で、現在六合中学校では端末の持ち帰りを行って、活用法を探るといったことも伺っておりますが、具体的にどのような取組をされているのか伺います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）六合中学校の授業の形態についてのお尋ねでございますが、具体的な取組につきましては、生徒が1人1台端末を持ち帰りまして、オンライン授業を受けたり、学習支援ソフト、これは「ミライシード」といいますけれども、それでドリル学習に取り組んだりしております。これは、管内の小中学校が今後オンライン授業を行うことになった場合の実証実験を兼ねまして、先行して実施をしております。そして、この六合中学校での取組をほかの3校にフィードバックしていく予定でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからず、今後臨時休校も想定される中で、オンライン授業の本格的な運用開始に向けて、環境整備を急がざる得ない状況になったと考

えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）小中学校の児童生徒に1人1台端末を配備する「GIGAスクール構想」ですが、今年度より本格的に実施されまして、管内の小中学校でも1学期にようやく1人1台端末を配備することができました。

本町では、群馬県に緊急事態宣言が発令されたことを受けまして、先ほど述べましたとおり、分散登校や短縮授業で対応しているところであります。しかし、今後新型コロナウイルス感染症の拡大により、休講が余儀なくされる場合を想定しておかなければならないことも事実でございます。そこで、今回の対応の中で、先ほどお答えした中でも触れさせていただきましたが、六合中学校におきまして、端末の持ち帰りを先行して実施することといたしました。

本町では、これまで「端末の持ち帰りはしない」ということになっておりましたけれども、六合中学校での端末の持ち帰りにつきましては、以下3点ほどの理由で許可をいたしました。

まず、1つ目ですか、中学生という学齢から生徒が端末を家庭に持ち帰っても端末を破損させるなどのトラブルが少ないと考えられること。

2つ目は、NTTの光回線が整備されていない六合地区の小中学校には、1人1台ポケットWi-Fiを配備しまして、それを併せて持ち帰ることで全生徒の家庭で通信環境が整うこと。

3つ目は、六合中学校は全校生徒11人で、もしもの時のトラブルにも迅速に対応しやすいなど、機動性に優れること。

以上のことから、現在六合中学校では学校と家庭とを通信機器でつなぎまして、オンライン学習を試し行い、試行をしているところでございます。この六合中学校での取組を今後は管内の各学校に広めていくことになっております。

また、町教育研究所におきましても今年度学力向上研究部のICT教育研究班にGIGAスクールグループを設置しました。そして、1人1台端末の活用推進に関する研究を行っているところでございます。

これらの取組を基にいたしまして、教育委員会といたしましても今後4点ほど、まず1点ですが、端末を自宅に持ち帰る際のルール of 制定、2つ目が通信環境の整っていない家庭への対応、3つ目が健康への配慮、4つ目がトラブル発生時の対応、この4点などを検討しまして、児童生徒が端末を安全、かつ有効に活用して学べる環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）オンライン授業につきましては、今後も子供たちの健康に十分留意していただきまして進めていただくようお願いして、次の質問に参りたいと思います。

吾妻郡内におきましても小中学生への感染が拡大する中で、管内の学校が休校となることも今後考えられます。そうなった場合の対応や各家庭への周知はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）緊急事態宣言が発令されて以来、群馬県での新型コロナウイルス感染症の感染者数も過去最高値を更新するなど、歯止めがかからない状況でございます。また、吾妻郡内におきましてもその感染者数が増加傾向にございます。今回の緊急事態宣言下におきましては、特徴の一つとして、家族間での感染が増加していることでございます。

本町では、幼児、児童、生徒及び教職員が感染者、あるいは濃厚接触者になった場合には、昨年度からでございますが、「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の初動対応について」、これを作成いたしまして、対応していくこととしております。

管内の児童生徒が感染者、濃厚接触者になった場合、濃厚接触者が特定されるまでの間は、小中学校は臨時休業とする予定でございます。その際、吾妻保健福祉事務所の指導や町、特に保健環境課ですが、それと学校薬剤師と連携を図りまして、校内を消毒いたします。なお、臨時休業の解除につきましては、次の事項を考慮して検討いたします。4点ほどございます。

1つ目が学校における活動の様態。

2つ目が接触者の多寡。

3つ目が地域における感染拡大の状況。

4つ目が感染経路の明否。

これらの検討を経まして、町、保健環境課ですが、及び吾妻保健福祉事務所の調査や学校医の助言等により臨時休業の解除を決定いたします。

次に、家庭への周知というご質問でしたが、このことにつきましても今述べましたとおり、「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の初動対応について」に則って対応してまいります。具体的には、学校が臨時休業となる場合や、臨時休業が解除になる場合につきましては、学校から保護者に対し、一斉メールや通知等で伝えることとしております。このように教育委員会では、児童生徒が感染者、濃厚接触者になった場合には、町及び吾妻保健福祉事務所の指導や助言など、密接に連絡を取り合いながら情報を共有し、学校と連携する中で実態把握に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）続きまして、学校給食について質問をさせていただきます。

分散登校中は給食を中止しているようですけれども、複数の保護者の方から「給食を出してもらえると非常に助かる」といった意見をいただいております。また、「お弁当とか牛乳・パンだけでも持ち帰りはできないか」といった意見もいただいておりますが、学校給食の中止について教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの給食の停止についてでございますが、先ほどお答えをいたしまし

たように、今回の緊急事態宣言により、管内小中学校では2学期の始まりから9月の6日までの間、短縮授業、地区によっては分散登校の決定をいたしました。それに伴いまして、給食の停止も併せて決定をいたしました。

今ご意見にありましたように、保護者意見のパン等の持ち帰りの件でございますが、実は過去に大阪で学校給食が原因となりまして、集団食中毒が発生し、児童が亡くなるという事案が発生をいたしております。この事案を受けまして、1997年度に「学校給食衛生管理の基準」が制定されました。この基準では、衛生上の見地から「持ち帰り禁止が望ましい」とされておりまして、この基準に則りまして、現在中之条町では給食の持ち帰りはさせておりません。したがって、新型コロナウイルス感染防止を優先として、9月6日までの間、分散登校とともに、給食の停止の判断をいたしました。しかしながら、子供たちの成長にとって、給食は大事であると認識をしております。また、授業時数の確保という観点からも通常日程による授業活動の実施も重要であると考えます。したがって、今のところ9月7日からの通常日程による教育活動の再開、そして給食の再開も進めておるところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）給食については、子供たち、家庭での食事もそうなのですが、学校給食というのは栄養士さんが子供の栄養のバランスを考えて、一生懸命作っていただいているものだと思います。たぶん体の半分は給食で出来上がっているのかなと言っても過言ではないような気がいたしますので、コロナ終息を切に願うところでございます。

次の質問に行きます。給食が中止になったことで、食材を納品する業者の方々の減収、そしてまた発注済みの食材のロス等の問題も心配されるところでございますけれども、こういった点にはどういった対応をされているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）今回の給食の停止につきまして、管内の給食センターに給食中止による食材のロス等について確認をいたしました。3給食センターなのですが、まず東部給食センター、それから中之条小学校給食センター、六合給食センターでございます。この3センターにおいて発注済みの食材につきましては、3センターとも1件を除いてキャンセルができたとのことでございました。キャンセルができなかった1件につきましては、3センターとも冷凍可能な食材であることから、今後改めて給食で使用する予定であり、今回の給食停止に関しまして、3センターでの給食のロスは発生していないということでございました。なお、給食のロスは発生しておりませんが、納品業者につきましては、キャンセルによる売上げの減少という意味では減収となっているかと考えますが、現時点では教育委員会として納入業者の方への対応につきましての検討には至っておりません。

以上です。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）この問題につきましては、町長に少しお伺いしたいと思います。

給食センターに食材等を納入されている業者の方たちの収入は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために休業、時短営業を余儀なくされた飲食店や、温泉地の宿泊施設からの注文が激減したことにより深刻な状況です。給食での収入を見込んで経営をされていること、そして子供たちのためにと儲けを抑えて食材を納品されている業者も多いことなどを考慮いただきまして、国や県の対策が行き届いているかどうか、現状をしっかりと確認いただいた上で事業継続に困窮する事業者にはぜひとも支援をお願いしたいと考えます。

また、先ほど教育長より学校給食を中止せざるを得ない理由について答弁をいただきました。理由は大変納得するものでありますが、家庭への負担軽減を考え、昨年草津町が行ったような給食代支援などもご検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）給食納入業者の支援ということでございますけれども、今のところ教育委員会と同じように、町としてもそれは考えてございません。納入業者の収入が減るということは大変申し訳なく思っておりますけれども、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

そして、草津町で去年500円だったと思いますけれども、1食当たり助成金を出したということでございます。中之条町では、そのときにはそういった対応はさせてもらっていなかったということでございます。

去年の休業期間は恐らく3月から5月いっぱいぐらいまで、長期間にわたってございました。今回については2週間程度でございまして、実質給食が出るのは10日間前後かなというふうに思っております。これについても今のところその考えはないということを申し上げさせていただきます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今回の場合は短期間ということもございますけれども、またこれが長期化することも今後考えられるところでございます。そういったときには、ぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、地域通貨（電子マネー）導入についての質問をさせていただきたいと思います。昨年の9月、12月の委員会におきまして、電子マネー導入による町づくりの提案をさせていただきました。町長からは調査研究を検討いただくとの答弁をいただきましたが、その後の調査や検討はされているか、導入に向けて現在の町の考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年の総務企画常任委員会におきまして、導入検討の提案をいただいております。現在商工会、それから沼田市、システム提供会社等々との意見交換を継続して検討しているところでございます。先行導入いたしました静岡県西伊豆市等への視察等のお話もいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症への配慮もございまして、実現となっておりません。近隣の沼田市におきましては、昨年12月、実証実験ということでこの電子版の地域通貨の実験が始まっております。担当課のほうへ連絡を入れさせていただきながら、情報収集に努めてまいりました。また、現在群馬県内では、みなかみ、沼田、それから邑楽のほうでこの電子通貨のほうが運用されているようでございます。

沼田市の実証実験の内容でございますが、まず目的につきましては、地域の活性化と消費喚起、それから通貨の域外流出への防止等々ということでございます。沼田市の人口が4万6,200人、うちこの実証実験の参加された住民の方ですが、市民、それから市民以外の方も含めまして、1万3,200人ということでございます。約3割の方の参加率ということで、本事業が始まっているようでございます。事業所につきましては、当初150店舗、8月の中旬ということでございますが、現在の事業者数が470店舗ということでございます。運営費につきましては、初期の導入といたしまして100万円程度、それから年間の維持経費といたしまして、年間750万円程度を見込んでいるようでございます。この9月で実証実験が終了し、10月から本格稼働ということでございますので、沼田市さんのほうも1年経過すればおよそその傾向が見られているというようなことでございます。

導入につきましては、近隣で先行しております沼田市の例を参考に、検討を進めてまいりたいと考えております。町内での取扱い事業所の動向、費用負担の面も十分に検討しなければいけません。導入に向けましての最終的な判断につきましては、関係団体との調整も含めまして、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）この電子マネーの導入についてですけれども、引き続き調査研究をしていただくということでよろしくお願いいたします。

当町における地域商品券及びふるさと納税における感謝券のデジタル化も視野に、今後も町民サービスと町経済の活性化を見据えてご検討いただければと思います、よろしくお願いいたします。

続きまして、消防団員の研修手当についてご質問させていただきます。近年地球温暖化が原因とされる異常気象による自然災害が世界中で多発しております。日本でも豪雨災害による土砂崩れや河川の氾濫など、全国でこれまでにない災害が発生しており、今後当町においても同様な災害が懸念される状況です。こういった多様化する災害救助活動においての最新の知識や基本的なポンプから最新機器までの操縦技術の習得をはじめ、団員の命を守るための幹部講習など、団員それぞれの階級による役割や有事での任務を安全に遂行するため、研修を行うのが消防学校です。最近消防学校の入校者が当町で減っているとの話を聞いておりますけれども、近隣において、団員研修受講状

況はどのようになっているのか、その際町はどのような補助を行っているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○総務課長（篠原良春）消防団員の消防学校における研修につきましては、普通科、機関科、指揮幹部科、ラッパ科とあり、平成29年度が延べ35人、平成30年度が30人、令和元年度が19人、令和2年度はなし、令和3年度が現在のところ16人となっております。入校に際しましては、費用弁償として、自宅から消防学校までの距離により1キロ当たり25円を支給しておりますが、日当等の支払いは行っていないのが現状でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）受講数においては年々減少にあるのは事実のようでございます。こういったことが団員の士気の向上にも影響してくるのかなと思いますし、町民の安心安全にもつながってしまうということにもなりかねません。団員が研修のために消防学校へ入校する際、大体平日2日間ぐらい行っていると思うのです、各研修において。その際には仕事等も会社を休まなければならない、負担となっているところでございます。その負担を減らして、受講率を上げるための環境を整えるということが町の役目だと私は考えます。ぜひ団員の負担を軽減するべく、経済的支援をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）消防学校での受講に当たりまして、仕事を休んでの入校となりますので、団員の負担は大きいものと認識をしております。研修を受けていただき、知識や技術を習得していただくことは、中之条町の安心安全への取り組みに大きく貢献していただいているところでございます。

消防団員の報酬等につきましては、来年の4月に向けて現在検討中ではありますが、研修時への対応につきましても同時に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）県消防学校への入校への助成について、これは団員確保の一助にもなると考えます。入団しても部長まで務めることができず、途中退団される団員も昔に比べて増えているようです。財政上厳しいとなれば、まずは新入団員のための普通科の研修手当だけでもお願いしたいと考えます。消防団員の報酬の増額と併せて、ぜひご検討をお願いいたします。

最後に、消火栓の点検管理についてご質問させていただきます。消火栓には、立ち上げタイプと埋設タイプの大きく分けて2種類あり、町のホームページを見ますと、合わせて300基ほどの消火栓の設置が確認できます。消火栓は、火災発生時に広域消防隊が到着するまでの間、地元消防団員及び地元住民で初期消火にあたって、延焼を防ぐために設置されたものでございます。ホースや筒先、放水時に栓を開けるための開栓錠、ハンドルは各行政区や町内会で管理されているものと認識しております。消火栓そのものの点検については、現在消防団による目視による放水試験を兼ねた点検

を実施しているかと思いますが、これまでに消火栓の老朽化に対する調査や修理、交換などは誰がどのように行われてきたのでしょうか。また、ここ数年の予算決算報告書を見ますと、消火栓維持負担金という項目が確認できます。これが消火栓の点検等に関わるものなののでしょうか、併せてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）消火栓につきましては、火災発生時に初期消火活動として有効であり、火災による被害の拡大を軽減することができるものであります。現在中之条地区に304か所、六合地区に99か所設置されておりますが、水道事業を実施するに当たり、新規の設置や移設等を行っております。全体として一斉点検は実施しておりませんが、消防団に見回り等の管理をお願いしており、破損等による修理が必要とされる場合は町で対応しているところでございます。

消火栓維持負担金につきましては、有事の際に水道事業で管理している水を使用することから、その負担金として1基当たり2,452円を支出しているものでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。

消火栓維持負担金というのは、簡単に言えば、消火栓に関わる水道料金といったような意味でよろしいのかなと思いますけれども、よろしいですか。承知いたしました。

さて、先日上毛新聞に、今年5月に藤岡市で発生した消火栓破損事故の記事が掲載されておりました。この事故の原因は、補修弁の腐食とのことですが、破損した消火栓は設置から37年が経過しており、製造元が推奨する耐用年数の30年を越えていたとのことでした。藤岡市では、事故の発生を受け、緊急点検と専門業者による調査を行い、消火栓の交換や補強を行うとしていますが、当町においても消火栓の管理は行き届いているのでしょうか。今後同様な事故が発生する可能性が生じるならば、早急に対策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）議員おっしゃるとおり、藤岡市の事例といたしまして、消火栓の補修の劣化による事故も発生しておりますので、今回計画的な調査を検討していきたいと考えているところでございます。

また、各行政区等における自主防災組織による活動の中で、その取扱いや設置場所等について研修していただければ、不具合等の早期発見にもつながり、初期消火や延焼防止にもご協力いただけるものと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）団員の減少と団員のサラリーマン化が進みまして、今後山間部を中心に、昼間の

間の時間帯は特に地元消防団員が不在となる場面が増えていくこともこれから予想されます。今後消防団員、消防団のOBによる協力隊など、自主防災組織による取組が必要となる場面が想定されますが、有事の際に安全に消火活動が行えるよう、これからも町には消火栓の安全管理に徹していただくようお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）佐藤力也さんの質問が終わりました。

○

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の15日には午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時45分）

招集年月日 (会議)	令和3年9月15日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 散会	再開	令和3年9月15日 午前9時30分						
	散会	令和3年9月15日 午前10時30分						
応招ならびに 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 14名 欠席 1名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	不応招	欠席
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	応招	出席
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		5番 篠原 一美	6番 富沢 重典			7番 関 常明		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志	書記		山田行徳	
		議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介	
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	町田 岳彦
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和3年9月15日午前9時30分開議)

- 第1 議案第1号 令和3年度中之条町一般会計補正予算(第4号)
議案第2号 令和3年度中之条町介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第3号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算(第2号)
議案第4号 令和3年度中之条町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第5号 令和3年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第6号 令和3年度中之条町上水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第2 議案第7号 中之条町防災会議条例の一部改正について
- 第3 議案第11号 令和2年度中之条町公営事業に係る利益剰余金の処分について
認定第1号 令和2年度中之条町歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和2年度中之条町事業会計決算認定について
- 第4 議案第12号 中之条町過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第13号 中之条町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 第5 請願第2号、陳情第2号
- 追加日程1 議第1号議案 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
議第2号議案 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財政の充実を求める意見書の提出について
- 第6 議員派遣の件



◎ 開 議

○議長(山本隆雄) みなさん、おはようございます。第1回定例会9月定例会議の本会議も本日で3日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いします。

さきに全員協議会で調整されたとおり、追加議案を日程に追加しました。また、各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可します。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。

12番、剣持秀喜さんから欠席届が提出されて、許可しています。

ただいまの出席議員は14名です。

これより本日の会議を開きます。

○

- ◎ 議案第 1 号 令和3年度中之条町一般会計補正予算（第4号）
- ◎ 議案第 2 号 令和3年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 3 号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 4 号 令和3年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 5 号 令和3年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 6 号 令和3年度中之条町上下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（山本隆雄）日程第1、議案第1号から第6号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る1日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いますが、起立しない議員は本案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和3年度中之条町一般会計補正予算（第4号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和3年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和3年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和3年度中之条町上水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 7号 中之条町防災会議条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第2、議案第7号を議題とします。

この議案につきましては、去る1日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）この条例の改定について一つだけ質問をさせていただきます。

議案説明の中で、女性のご意見を伺いたいという旨の理由からという部分もあったと思うのですが、この改定案の文章だけを見ますと、結果男性だけになる可能性もあると考えられるので

すけれども、今後もジェンダー問題等、あとは性的マイノリティー等の問題等を考慮してあえて女性という文言とか女性枠という形での載せ方をしないというようなお考えなのか、そこら辺のところを、ちょっとご見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）お答えいたします。

防災会議の委員の任命につきましては、6月の一般質問におきまして、計画の策定段階で女性の意見を取り入れるべきではないかというご指摘をいただいたところであります。また、女性の視点に立った防災復興の取組の促進についてということで、6月11日付で内閣府からも通知があったところでございます。条例の条文の中に女性という明記がしていないということでございますけれども、防災会議条例の第3条の規定におきましては、委員の任命について行政等の組織内の職員から町長が任命することとなっており、性別については規定しておりません。また、国の中央防災会議において規定している災害対策基本法におきましても学識経験のあるものと規定しており、性別については明記されていない状況でございます。中之条町におきましても第2期総合戦略の中で「新たな視点として誰もが活躍できる地域社会づくり」として女性や障害者等が活躍できる地域社会を実現することとしておりますし、各種委員会の委員の選任についてはその占める割合の低い女性を積極的に選任を考慮するようにと町長からも指示をされているところでございます。平成27年の中之条町防災会議の開催時におきましては、その組織を代表する職員をお願いしており、22人選任いたしましたでしたが全て男性でございました。今後はこの任命に当たりまして学識経験という項目を追加いたしまして、現在のところ婦人会ですとか、食生活改善推進委員、健やか健康委員等からの意見をいただければというところで考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第7号 中之条町防災会議条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 11 号 令和 2 年度中之条町公営企業に係る利益剰余金の処分について

◎ 認定第 1 号 令和 2 年度中之条町歳入歳出決算認定について

◎ 認定第 2 号 令和 2 年度中之条町事業会計決算認定について

○議長（山本隆雄）日程第 3、議案第 11 号、認定第 1 号、第 2 号を一括議題とします。

この際、委員長から審査経過の内容について報告を求めます。予算決算審査特別委員長、山本日出男さん、自席でお願いします。13 番、山本さん

○予算決算審査特別委員長（山本日出男）おはようございます。議員みなさんの出席いただきましたので、本来はここで報告しなくていいと思うのですが、あえて議長の指名ですので、報告をさせていただきます。

予算決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、9 月 6 日から 8 日の 3 日間にわたり慎重に審査しました。

議案第 11 号、認定第 1 号及び第 2 号について採決の結果、原案可決といたしました。

以上、予算決算審査特別委員会に付託された事件の審査報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）以上で、委員長報告を終わります。

これより討論を行います。

初めに、反対討論の発言を許可します。1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）それでは、認定第 1 号、令和 2 年度中之条町歳入歳出決算を反対の立場から討論いたします。

昨年度の決算は、新型コロナによって緊急事態の中の予算執行でした。感染対策や影響を受けた事業者への補償などコロナ対策に係る国庫支出金は予算の約 1 % 強を占めています。この非常事態の中、職員のみなさんは特別定額給付金や持続給付金、または地域商品券の交付など町民の生活に直結する事業に尽力されました。こうした職員の頑張りは評価すべきですが、決算では中之条ガーデンズの事業費は 2 億 1,000 万円とこの決算の問題点は過去数年間改修工事を行っていたときの事業費よりも高くなっているということです。工事が終了している令和 2 年度の決算がなぜこれほど高いのか、職員の超過労働や会計年度任用職員が増えたことなども起因していると思いますが、やはり委託料、これがとにかくあれこれと多い、グラントオープンに向けて準備として植栽や入退場の施設設備などに使われています。町長はスケジュールどおりに有料化に向けてオープンすることにこだわっていましたが、コロナが蔓延し、昨年末には 2 度目の緊急事態宣言が発令され、これはまだまだ長引くと先行きが怪しくなった時点でなぜガーデンズのオープンを見直すということが考えられなかったのか、1 年先送りにして安心して多くの方に訪れていただくことも考えるべきではなかったか、拙速な事業はかえって職員たちの業務を圧迫することにつながります。また、地域商品券の配付では多くの町民が利用し、換金率は 97 % と高い水準ではありましたが、有効期限があ

ることや事業者は使用された商品を申請しなければならず、その手間がかかります。私が一般質問でコロナ禍対策であれば困っている人により使いやすい現金での支給をと質問した際、町長は現金支給では町外で使ったり、貯金に回ってしまったりすることもあり、町の経済循環のために町内の事業者には直接支援できるのは地域商品券だから配付をしたという答弁でした。しかし、期限付きの商品券を早く使うためにと利用する店舗に偏りが生じたことや、商品券を使う側からは3種類の商品券は使いづらいという声もありました。商品券は使える人には得ですが、そうでない人からしたら商品券を配付されても困ってしまう、公平性のない支援となってしまうのではないのでしょうか。そして、特に申し上げたいのはこの決算となる予算執行をした伊能町長の姿勢です。災害とも言うべき非常事態に町長からの発信が全くなかったこと。感染者が吾妻郡内に確認され、町民に不安が広がり、様々な臆測が飛び交う中でも町長からの発信はありませんでした。まず行うべきは町民に寄り添い、自らの声で事態の説明を町民に向けて丁寧に行うことではなかったのでしょうか。コロナ禍で苦しい生活の町民にとって望まれた予算執行とは言えないと指摘させていただき、私の反対討論とします。同僚議員のみなさんにも反対の討論にご賛同いただきますよう申し上げまして、討論を終わりにいたします。

○議長（山本隆雄）ほかに討論はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第11号 令和2年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和2年度中之条町歳入歳出決算認定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和2年度中之条町事業会計決算認定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。

○

◎ 議案第12号 中之条町過疎地域持続的発展計画の策定について

◎ 議案第13号 中之条町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について

○議長（山本隆雄）日程第4、議案第12号、13号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。

それでは、議案第12号 中之条町過疎地域持続的発展計画の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、令和3年3月31日の成立に伴い、新過疎法第8条の規定に基づき策定する計画でございます。令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としております。旧過疎法におきましても平成26年4月1日から中之条町全域が過疎地域に指定されました。その際にも中之条町過疎地域自立促進計画として議会の議決をいただいております。新過疎法におきましても、引き続き中之条町全域が過疎地域に指定されました。町の持続的発展を推進する各種過疎対策事業として支援措置を受けるために必要な計画でございます。特に過疎対策事業債を起こすためにはなくてはならない計画でございます。どうか慎重審議の上ご議決をいただきますようによりしくお願いいたします。

続きまして、議案第13号 中之条町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が令和3年4月1日に制定され、中之条町が引き続き過疎地域市町村となったため、継続して固定資産税の課税免除等を行うために制定をお願いするものでございます。新過疎法が旧過疎法と別に制定されていることから、これまでの条例、中之条町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の改正ではなく、新しい条例の制定をお願いするものでございます。主な改正点は、対象業種に情報サービス業等を追加し、取得価格要件を2,700万円超から資本金の規模に応じ500万円以上まで引き下げるものでございます。よりしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

これより補足説明を求めます。企画政策課長

(議案第12号について、企画政策課長補足説明)

○議長（山本隆雄）補足の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。13番、山本さん

○13番（山本日出男）ただいまの説明で、計画書は5年間ですけれども、10年間指定されたって今聞いたのですけれども、それで間違いないですか。お願いします。もう一度お願いします。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）新過疎法の時限の期間につきましては、10年間でございます。今回中之条町が策定いたしました計画は5年間でございます。この5年間につきましては、前期計画ということで国のほうから10年の計画も可能であるが、各都道府県においては5年間の方針を策定し、各市町村については県の方針に従うということでございますので、今回群馬県の方針が5年間の計画期間ということでございますので、中之条町も5年間の期間ということで計画を策定させていただいたところでございます。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）そうすれば、ここに書いてあるように820団体が全て10年間は指定されたということでもいいのですね。それでいいですね。

それで、その中でちょっと前回と違うところが何点かありますよね。それで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、税制特例、減収補填措置について3年間活用可能とか、過疎債以外の地方財政措置6年間、財政力の低い団体は7年間あるのですよね。中之条町はこの点について、この2点についてはどのような該当になります。ちょっとお願いします。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）先ほどの質問でございますが、6年間、7年間という期限の措置につきましては卒業した団体につきまして緩和措置が設けられているということでございます。中之条町につきましては今回の新過疎法の中で指定となっておりますので、過疎債を上げる上ではメニューにもよるということでございますが、事業費の最大100%が過疎債の充当可能ということでございます。そのうち70%が地方交付税として町のほうに交付されるといった流れでございます。よろしくお願いいたします。

（「税制特例」の声）

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）税制特例でございますが、新過疎法の中の要件の中に税制特例ということで記載がございます。税制特例につきましては、今回この後の13号のほうでも議題となっておりますが、中之条町におきましては固定資産税等々の減免の措置が可能ということでございます。町長からもございましたが、今まで2,700万円の上限額が500万円に引き下げられたといったようなことがございます。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）ほかに変わったところが都道府県の過疎地域の政策支援についてってあるので。過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保し、育成するために都道府県が専門人材を雇用、または委託し、過疎地域等に支援する経費について特別交付税措置を講ずるというのであるのですけれども、これ何か該当するものこの中あります。この計画の中に。ちょっとお願いします。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）すみません。お答えさせていただきます。

15ページをお願いします。15ページのその他というところで地域おこし協力隊、これは現在も特別措置されておりますが、追加となりました中では地域プロジェクトマネジャー、特定地域づくり事業協同組合等々の設立、またはマネジャー採用につきましては特別措置といたしまして、算定の基準となるようなことがうたわれております。計画としてもこういったことを計画としてうたわさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。5番、篠原さん

○5番（篠原一美）1点だけ確認させてください。56ページから最終ページまでいわゆる事業の名前が挙げてありますが、これが全て万が一資金を調達する場合に過疎債の対象になる事業という考えでよろしいですか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）先ほど補足説明のとおり、これらの事業はソフト事業ということで全て過疎対策事業債の該当になるものというふうに認識しております。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第12号 中之条町過疎地域持続的発展計画の策定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 中之条町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 請願第2号、陳情第2号

○議長（山本隆雄）日程第5、請願第2号、陳情第2号を一括議題とします。

お手元に請願審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査の経過の概要について報告を求めます。

総務企画常任委員長、安原賢一さん、自席でお願いします。9番、安原さん

○総務企画常任委員長（安原賢一）議長の命によりまして、令和3年9月定例会議において総務企画常任委員会に付託された陳情第2号及び請願第2号の審査報告を申し上げます。

当委員会は、9月6日、11時35分から議場において委員、町長、議長、副町長、関係課長、職員出席の下開催し、請願、陳情について審査しました。

審査に入る前に「陳情と請願が出されているが、内容がほとんど同じであるので、一つの審査にして同じ結果、取扱いでよいのではないか。」という意見が出され、請願第2号を先に審査することとしました。

請願第2号について、各委員からの意見は、通常でも財政が厳しい中山間地に位置している当町では今パンデミックの中で厳しい財政状況ですので、地方財源の充実、強化は当然のことだと思う、結論的には採択でよいと思う。請願の内容については、全くこのとおりだと思うが、意見書の内容の一部を変えたほうがよいと思うところがある。請願自体は採択でよいと思う。私もみなさんと同様このまま採択でよろしいと思うというものでした。

請願第2号について、全員採択であるため、採決を行い採択と決定しました。

陳情第2号についても採択と決定しました。

次に、意見書案を議員提案にすることについてですが、請願第2号の意見書について、委員からの意見は、7番の「特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置は行わないこと」については、国が定めていることに対するペナルティーのようなものとなっていると思うので、これは要らないと思う。10番の「市町村合併の算定特例の終了への対応」とあるが、どのような対応をしてほしいのか具体的なものを足したほうがよいと思うというものでした。

町の状況について、執行部に意見を求めたところ、7番について、地域手当と寒冷地手当が基準

値に該当しないが支給しているので、この減額措置は受けている、町とすればこういった措置はしないでほしい。10番について、市町村合併の算定特例は終了した、段階補正後も減らないように対応してほしいということだと思う、これがなくなると中之条町にとっては不利であるというものでした。

請願第1号の意見書を議員提案とすることについて、全員の意見が賛成であったため、意見書を提出することと決定しました。

また、陳情第2号の意見書を議員提案にすることについて、全員の意見が賛成であったため、意見書を提出することに決定しました。

以上、総務企画常任委員会に付託された請願陳情審査報告とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

最初に、請願第2号について採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

令和3年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、令和3年請願第2号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号について採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

令和3年陳情第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、令和3年陳情第2号は採択とすることに決定しました。

○

◎ 日程の追加

○議長（山本隆雄）請願第2号及び陳情第2号の採択に伴いまして、意見書案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、この際日程に追加し、議題にすることに決定しました。

議案を配付します。

（事務局により議案の配付）

○議長（山本隆雄）ただいま配付しました議第1号議案及び第2号議案を追加日程第1として議事日程に加えていただきたいと思います。

◎ 議第1号議案 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

◎ 議第2号議案 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（山本隆雄）追加日程第1、議第1号及び第2号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

（議第1号議案及び議第2号議案について、事務局長朗読）

○議長（山本隆雄）お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決します。

最初に、議第1号議案 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）賛成全員であります。

よって、議第1号議案は可決されました。

次に、議第2号議案 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）賛成全員であります。

よって、議第2号議案は可決されました。

○

◎ 議員派遣の件

○議長（山本隆雄）日程第6、議員派遣について議題とします。

お諮りします。手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

○議長（山本隆雄）以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和3年第1回中之条町議会定例会9月定例会議を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（散会 午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 篠原 一美

中之条町議会議員 富沢 重典

中之条町議会議員 関 常明